

たつの市過疎地域持続的発展計画

（令和4年度～令和8年度）

令和4年9月

（令和7年3月変更）

たつの市

目 次

1	基本的な事項	1
	（１）市（区域）の概況	1
	（２）人口及び産業の推移と動向	5
	（３）行財政の状況	7
	（４）地域の持続的発展の基本方針	9
	（５）地域の持続的発展のための基本目標	10
	（６）計画の達成状況の評価に関する事項	10
	（７）計画期間	10
	（８）公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成	12
	（１）現況と問題点	12
	（２）その対策	13
	（３）計画	14
3	産業の振興	15
	（１）現況と問題点	15
	（２）その対策	17
	（３）計画	19
	（４）産業振興促進事項	19
	（５）公共施設等総合管理計画等との整合	19
4	地域における情報化	20
	（１）現況と問題点	20
	（２）その対策	20
	（３）計画	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
	（１）現況と問題点	21
	（２）その対策	22
	（３）計画	23
	（４）公共施設等総合管理計画等との整合	23
6	生活環境の整備	24
	（１）現況と問題点	24
	（２）その対策	26
	（３）計画	28
	（４）公共施設等総合管理計画等との整合	28
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
	（１）現況と問題点	29
	（２）その対策	30
	（３）計画	33
	（４）公共施設等総合管理計画等との整合	33

8	医療の確保	34
	（１）現況と問題点	34
	（２）その対策	34
	（３）計画	35
9	教育の振興	36
	（１）現況と問題点	36
	（２）その対策	37
	（３）計画	38
	（４）公共施設等総合管理計画等との整合	39
10	集落の整備	40
	（１）現況と問題点	40
	（２）その対策	40
	（３）計画	40
11	地域文化の振興等	41
	（１）現況と問題点	41
	（２）その対策	41
	（３）計画	41
12	再生可能エネルギーの利用の促進	42
	（１）現況と問題点	42
	（２）その対策	42
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	43
	（１）現況と問題点	43
	（２）その対策	43
	（３）計画	44
	（別表）過疎地域持続的発展特別事業一覧	45
	たつの市過疎地域持続的発展計画参考資料	56

1 基本的な事項

(1)市(区域)の概況

① 自然的、歴史的、社会的・経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

《たつの市》

本市は兵庫県の南西部、西播磨地域に位置し、東西 15.7km、南北 29.8 kmと南北に長い地形で 210.87 km²の面積を有している。市域の北側には中国山地が広がり、南は瀬戸内海に面し、南北に貫く形で清流揖保川が流れており、自然環境に恵まれた地域である。

《新宮地域》

本市北部に位置する新宮地域（旧揖保郡新宮町）は 99.74 km²の面積を有し、南北に流れる揖保川と東西に流れる栗栖川に沿って平野が開け、その他は比較的急峻な傾斜地や丘陵地で形成されている。

■表1-1 面積

	面積	人口(令和2年国勢調査)
たつの市	210.87 km ²	74,316 人
新宮地域	99.74 km ²	13,554 人

イ 歴史的条件

《たつの市》

本市は、市内中央部を南北に清流揖保川が流れ、瀬戸内海に面する水運に恵まれ、山陽道、美作道、筑紫大道、因幡街道が通っている。さらに、播磨随一といわれた室津港を擁していることから、陸路・海路の交通の要衝として発展し、豊かな歴史が育まれ、今にその伝統が伝えられている。

龍野城下町は、18 世紀中期頃から戦前までの町家や醤油関係施設などの伝統的建造物が数多く残っており、商家町、醸造町として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

また、童謡「赤とんぼ」を作詞した三木露風、歌人矢野勘治、哲学者の三木清、博物学者大上宇市などの日本を代表する著名な文化人を輩出している。

本市は、古くから同一の生活圏であり清流揖保川などの自然を共有し、平成 17 年 10 月 1 日に、産業、経済、教育、文化等において強い結び付きを持つ、龍野市、新宮町、揖保川町、御津町との合併により誕生した。

《新宮地域》

旧新宮町は、昭和 26 年に西栗栖村、東栗栖村、香島村、越部村と合併し、平成 17 年 10 月 1 日には、龍野市、新宮町、揖保川町、御津町の 1 市 3 町の合併により、「たつの市」となった。

J R 播磨新宮駅の北に位置する国指定史跡新宮宮内遺跡は、西播磨を代表する弥生時代の集落遺跡であるほか、日本最古級の前方後円墳である国指定史跡吉島古墳等をはじめとして、多数の古墳が確認されている。さらに、兵庫県内唯一の古代山城と中世山城が確認されている城山城跡や香山城跡等、多様な歴史文化遺産が点在する。

文化財については、天満神社本殿のほか、菅天神像、瓦製狛犬、播磨国絵図、千本出土鬼瓦、髯崎磨崖仏、姥塚古墳等が存在し、国や兵庫県の指定文化財となっている。

ウ 社会的条件・経済的条件

《たつの市》

本市は、山陽自動車道、国道2号、179号、250号が市域を貫き、令和4年3月に山陽自動車道と中国縦貫自動車道を結ぶ播磨自動車道の全線開通により、南北軸が強化された。さらに、山陽自動車道と中国縦貫自動車道の東西軸との連携により、広域的な道路アクセスが充実している。

鉄道では、JR山陽本線及びJR姫新線が運行され、東に隣接する姫路市のみならず、阪神間も通勤圏内となっている。

本市の土地利用については、旧1市3町の各地域の生活利便施設等が集積する場所を都市交流拠点とし、公共施設や商業施設の最も集積度が高い龍野地域を中心核と位置づけ、各市街地を道路や公共交通機関、情報等のネットワークで有機的に連結する多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指している。

令和3年経済センサス活動調査（令和4年5月速報）によると、本市の全産業の従業者数は35,345人（3,453事業所）であり、うち製造業が11,789人（564事業所）であり、全体の33.4%と多くを占めている。「製造業」「漁業」「複合サービス事業（農協や漁協等）」の就業者比率については、全国の就業者比率より高く、製造業においては、「化学工業」「プラスチック製品製造業」「食料品製造業」等が製造品出荷額の上位を占めており、皮革、醤油、手延素麺などの地場産業がこれに貢献している。

《新宮地域》

新宮地域は、播磨自動車道及び国道179号が地域内を貫き、播磨自動車道の全線開通により、道路アクセスが強化されたため、地域内において、新たな産業の誘致のほか、災害に強い道路機能の確保、救急医療活動への活用等が期待される。

鉄道では、JR姫新線が運行され、通勤、通学などの移動手段として利用されている。

当地域は、JR播磨新宮駅を中心に市街地が形成されているほか、周辺には、「食料品製造業」「化学工業」「鉄鋼業」などの工場等が立地しており、西部にある上郡町、佐用町との1市2町にまたがる播磨科学公園都市では、世界最大級の大型放射光施設「SPring-8」や同施設敷地内に兵庫県が設置したニュースバル放射光施設、同施設に隣接するX線自由電子レーザー施設「SACLA」を利用した研究や開発が行われているほか、県立粒子線医療センターでは最先端のがん治療が行われる等、先端技術、研究施設の集積地としての一面を有している。

② 人口動向及び新宮地域の過疎地域指定に至る状況等

《たつの市》

たつの市全体の人口は減少が続いており、令和 2 年国勢調査の人口は旧 1 市 3 町合併時の平成 17 年と比較して 7,245 人（8.9%）減の 74,316 人となっている。

《新宮地域》

新宮地域の人口は令和 2 年（13,554 人）と平成 17 年（16,743 人）を比較すると 3,189 人（19.0%）減少しており、年齢 3 区分別の人口でみても、0～14 歳の人口減少率、15～64 歳の人口減少率、高齢者比率はいずれもたつの市全体よりも高く、少子高齢化が顕著である。

《新宮地域の過疎地域指定に至る状況等》

このような状況の中、令和 3 年 4 月 1 日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）」において、令和 2 年国勢調査の結果を受けて、新宮地域が過疎要件の基準値（人口要件（中期）：平成 7 年から令和 2 年までの 25 年間で 23% 以上減少、財政力要件：平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年平均の財政力指数が 0.64 以下）に達したため、令和 4 年 4 月 1 日に過疎地域（一部過疎）として指定された。

これまでも本市では、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を定めた「たつの市人口ビジョン」及びその実現のための目標や施策の基本的方向、具体的方策をまとめた「第 2 期たつの市まち未来創生戦略」を定め、雇用の創出や人口の流出抑制、定住促進、結婚・出産・子育ての支援、公共交通や住環境の整備などの取組を進めており、今後も持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した、地域活力の更なる向上が図られる取組が必要である。

③ 社会経済的発展の方向性

《たつの市》

本市の 15 歳以上就業人口は、昭和 55 年から平成 7 年までにかけて増加している一方、平成 7 年から令和 2 年までにかけては、減少し続けている。産業毎の就業人口割合の推移をみると、昭和 55 年には就業人口総数の 8.5%だった第 1 次産業就業人口の割合が、令和 2 年には 3.1%となっている。

また、第 2 次産業就業人口の割合も昭和 55 年の 48.7%から減少し、令和 2 年に 34.9%となっている。第 3 次産業就業人口の割合は昭和 55 年の 42.7%から増加を続け、令和 2 年には 58.5%となっている。

《新宮地域》

新宮地域の 15 歳以上就業人口は、減少を続けており、令和 2 年には 6,383 人となっている。産業毎の就業人口割合については、第 1 次産業と第 2 次産業はおおむね減少傾向にある一方、第 3 次産業は増加し、令和 2 年には 55.9%を占めており、たつの市全体とほぼ同様の比率である。

社会経済の発展に向けた方向性として、中長期的な視点から、生産に従事する現役世代の人口増加や市内外の多様な交流機会の増加を通じ生産性の向上に努める必要がある。また、既存産業への支援の拡充や地域の個性を生かせるような戦略を検討する必要がある。

「第2次たつの市総合計画」（平成29年度～令和8年度）では、農林水産業においては、効率的・安定的な経営を目指し、担い手の育成やブランド化、6次産業化、地産地消を推進し、特に農業では、農地の基盤整備と集積・集約化をはじめ、地域の維持管理活動に対して積極的に支援することとしている。

また、地場産業の更なる発展と企業立地を推進するとともに、起業に向けた環境整備のため、新たな支援施策を展開し、商工業の振興と雇用の創出に努めることとしている。

(2)人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

■表1-2(1)人口の推移(国勢調査)《たつの市》

区 分	昭和 55 年	平成2年		平成7年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総 数	81,167 人	83,045 人	2.3%	83,431 人	0.5%
0～14 歳	20,511 人	16,441 人	△19.8%	14,105 人	△14.2%
15～64 歳	51,968 人	55,601 人	7.0%	55,876 人	0.5%
うち 15～29 歳(a)	15,755 人	16,493 人	4.7%	17,354 人	5.2%
65 歳以上(b)	8,685 人	11,003 人	26.7%	13,442 人	22.2%
(a)/総数 若年者比率	19.4%	19.9%	-	20.8%	-
(b)/総数 高齢者比率	10.7%	13.2%	-	16.1%	-

区 分	平成 17 年		平成 27 年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	81,561 人	△2.2%	77,419 人	△5.1%	74,316 人	△4.0%
0～14 歳	11,840 人	△16.1%	10,188 人	△14.0%	8,995 人	△11.7%
15～64 歳	52,606 人	△5.9%	45,127 人	△14.2%	40,382 人	△10.5%
うち 15～29 歳(a)	13,754 人	△20.7%	10,848 人	△21.1%	9,278 人	△14.5%
65 歳以上(b)	16,823 人	25.2%	21,867 人	30.0%	22,963 人	5.0%
(a)/総数 若年者比率	16.9%	-	14.0%	-	12.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	20.6%	-	28.2%	-	30.9%	-

※総数には年齢不詳を含む場合があり、内訳の合計と一致しない。

■表1-2(2)人口の推移(国勢調査)《新宮地域》

区 分	昭和 55 年	平成2年		平成7年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総 数	17,348 人	17,157 人	△1.1%	17,519 人	2.1%
0～14 歳	4,263 人	3,440 人	△19.3%	2,929 人	△14.9%
15～64 歳	11,076 人	11,230 人	1.4%	11,444 人	1.9%
うち 15～29 歳(a)	3,380 人	3,220 人	△4.7%	3,800 人	18.0%
65 歳以上(b)	2,009 人	2,487 人	23.8%	3,145 人	26.5%
(a)/総数 若年者比率	19.5%	18.8%	-	21.7%	-
(b)/総数 高齢者比率	11.6%	14.5%	-	18.0%	-

区 分	平成 17 年		平成 27 年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	16,743 人	△4.4%	14,720 人	△12.1%	13,554 人	△7.9%
0～14 歳	2,263 人	△22.7%	1,680 人	△25.8%	1,326 人	△21.1%
15～64 歳	10,760 人	△6.0%	8,490 人	△21.1%	7,395 人	△12.9%
うち 15～29 歳(a)	3,179 人	△16.3%	2,178 人	△31.5%	1,879 人	△13.7%
65 歳以上(b)	3,718 人	18.2%	4,531 人	21.9%	4,720 人	4.2%
(a)/総数 若年者比率	19.0%	-	14.8%	-	13.9%	-
(b)/総数 高齢者比率	22.2%	-	30.8%	-	34.8%	-

※総数には年齢不詳を含む場合があり、内訳の合計と一致しない。

■表1-3(1) 人口の見通し(たつの市人口ビジョン)《たつの市》

		推計					
区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
総 数	75,166 人	74,548 人	73,932 人	73,309 人	72,693 人	72,089 人	71,481 人
0～14 歳	9,247 人	9,078 人	8,908 人	8,736 人	8,566 人	8,436 人	8,307 人
15～64 歳	42,627 人	42,202 人	41,781 人	41,356 人	40,935 人	40,561 人	40,185 人
65 歳以上	23,292 人	23,268 人	23,243 人	23,217 人	23,192 人	23,092 人	22,989 人

■表1-3(2) 人口の見通し(たつの市人口ビジョン)《新宮地域》

		推計					
区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
総 数	13,484 人	13,386 人	13,288 人	13,188 人	13,090 人	12,991 人	12,889 人
0～14 歳	1,329 人	1,305 人	1,280 人	1,255 人	1,231 人	1,213 人	1,192 人
15～64 歳	7,388 人	7,321 人	7,255 人	7,188 人	7,122 人	7,064 人	7,005 人
65 歳以上	4,767 人	4,760 人	4,753 人	4,745 人	4,737 人	4,714 人	4,692 人

② 産業の推移と動向

■表1-4(1) 産業の推移(国勢調査)《たつの市》

区 分	昭和 55 年	平成2年	平成7年	平成 17 年	平成 27 年	令和2年
総 数	36,894 人	38,878 人	40,327 人	37,710 人	35,505 人	34,840 人
第1次産業就業人口比率	8.5%	5.2%	4.7%	3.9%	2.9%	3.1%
第2次産業就業人口比率	48.7%	48.8%	46.2%	40.5%	36.2%	34.9%
第3次産業就業人口比率	42.7%	45.9%	49.0%	55.2%	58.2%	58.5%

※分類不能な産業があるため就業人口比率の合計は 100%とにならない。

■表1-4(2) 産業の推移(国勢調査)《新宮地域》

区 分	昭和 55 年	平成2年	平成7年	平成 17 年	平成 27 年	令和2年
総 数	8,232 人	8,207 人	8,435 人	7,681 人	6,731 人	6,383 人
第1次産業就業人口比率	8.2%	4.3%	4.0%	3.0%	2.2%	3.2%
第2次産業就業人口比率	50.0%	52.6%	48.8%	43.4%	38.3%	36.8%
第3次産業就業人口比率	41.7%	43.1%	47.2%	53.0%	57.1%	55.9%

※分類不能な産業があるため就業人口比率の合計は 100%とにならない。

(3) 行財政の状況

① 行財政の状況

近年、多様化する市民ニーズに対して、厳しい財政状況の中でそれらに対応するには、財源の効率的かつ重点的な配分が必要であり、事業の見直し等による行財政の合理化、健全化が求められる。

本市の財政状況については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するため国庫補助金が増加したことにより、全体としては増収となっているが、平成22年度から平成27年度までにかけて増加していた市税収入などの一般財源となる歳入が令和2年度には減少に転じている。合併から15年が経過し、普通交付税の合併特例期間が終了したことや、人口減少等の影響を受け、今後も普通交付税をはじめとした歳入の減少が見込まれる。

このような状況において、人口減少・少子高齢化などの社会構造の変化やポストコロナに対する社会保障関係経費、老朽化する公共施設や社会インフラの更新が必要となり、更に財政状況は厳しいものになると見込まれるため、施策推進と行財政改革の双方の整合性を図りながら、自治体運営を推進する必要がある。

■表1-5 市財政の状況《たつの市》

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和2年度
歳入総額 A	35,376,820 千円	36,704,508 千円	49,115,181 千円
一般財源	21,857,783 千円	23,023,414 千円	22,470,104 千円
国庫支出金	4,975,403 千円	3,539,827 千円	13,423,057 千円
都道府県支出金	1,879,890 千円	2,153,790 千円	2,374,180 千円
地方債	3,736,765 千円	3,458,465 千円	5,972,659 千円
うち過疎対策事業債	-千円	-千円	-千円
その他	2,926,979 千円	4,529,012 千円	4,875,181 千円
歳出総額 B	34,693,953 千円	35,299,507 千円	47,489,639 千円
義務的経費	15,408,956 千円	14,034,187 千円	16,016,160 千円
投資的経費	4,421,849 千円	2,580,389 千円	7,549,785 千円
うち普通建設事業	4,373,096 千円	2,568,791 千円	7,542,172 千円
その他	14,863,148 千円	18,684,931 千円	23,923,694 千円
歳入歳出差引額 C(A-B)	682,867 千円	1,405,001 千円	1,625,542 千円
翌年度へ繰越すべき財源 D	50,033 千円	85,945 千円	422,920 千円
実質収支 C-D	632,834 千円	1,319,056 千円	1,202,622 千円
財政力指数	0.61	0.58	0.56
公債費負担比率	16.6%	14.0%	14.3%
実質公債費比率	14.8%	13.3%	10.2%
起債制限比率	-%	-%	-%
経常収支比率	86.0%	84.2%	87.7%
将来負担比率	80.1%	45.1%	11.9%
地方債現在高	38,773,088 千円	37,210,275 千円	41,686,444 千円

② 公共施設の整備水準等の状況

主要公共施設等の整備水準について、令和2年度末現在の市道改良率はたつの市全体が69.6%に対し、新宮地域は47.5%、市道舗装率はたつの市全体が95.8%に対し、新宮地域が92.5%となっており、いずれも新宮地域の数値が低い状況となっているが、山間部を除く市道の整備はおおむね完了している。

また、水道普及率はおおむね100%、水洗化率については、たつの市全体、新宮地域ともにおおむね95%となっている。

■表1-6(1) 主要公共施設等の整備状況(公共施設状況調査等)《たつの市》

区 分	昭和 55 年度末	平成2年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率(%)	27.1	49.8	63.1	68.0	69.6
舗装率(%)	52.1	76.4	86.9	93.1	95.8
農道					
延長(m)	27,823	29,044	79,877	82,936	101,852
耕地1ha 当たり農道 延長(m)	7.1	7.5	22.6	40.5	58.3
林道					
延長(m)	18,622	17,254	17,254	16,026	16,026
林野1ha 当たり林道 延長(m)	10.5	9.7	9.7	9.0	9.0
水道普及率(%)※	-	-	99.7	99.9	99.9
水洗化率(%)	-	-	64.2	90.3	94.9
人口千人当たり病院、診 療所の病床数(床)	9.7	12.9	13.1	14.6	14.7

※水道普及率は、たつの市水道事業(龍野地区全域、揖保川地区半田、片島の一部、新宮地区(光都を除く))の数値。

■表1-6(2) 主要公共施設等の整備状況(公共施設状況調査等)《新宮地域》

区 分	昭和 55 年度末	平成2年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率(%)	4.6	22.3	39.5	46.1	47.5
舗装率(%)	12.4	47.0	65.3	84.2	92.5
農道					
延長(m)	9,934	10,445	11,994	10,947	10,947
耕地1ha 当たり農道 延長(m)	9.5	10.0	11.8	22.3	25.1
林道					
延長(m)	13,537	12,169	12,169	10,941	10,941
林野1ha 当たり林道 延長(m)	9.7	8.8	8.8	7.9	7.9
水道普及率(%)※	-	-	100.0	-※	-※
水洗化率(%)	-	-	62.3	90.0	94.5
人口千人当たり病院、診 療所の病床数(床)	2.3	5.6	6.7	15.9	19.0

※水道普及率は、たつの市水道事業(新宮地区(光都を除く))の数値。平成22年度末及び令和2年度末については、たつの市水道事業の給水区域でのみ数値を算出しているため、不明。

(4)地域の持続的発展の基本方針

兵庫県過疎地域持続的発展方針において掲げる理念である「一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域づくり」及び3つの取組方針「①地域への人の流れの拡大」「②地域を支える産業の振興」「③安心して豊かな生活が送れる地域づくり」に基づくとともに、「第2次たつの市総合計画」や「第2期たつの市まち未来創生戦略」に沿った取組を推進する。

具体的には、SDGs（持続可能な開発目標）※の視点を持って、5つの基本目標「安全・安心なまちづくり」「やすらぎづくり」「ひとづくり」「にぎわいづくり」「ふるさとづくり」に基づいて、地域資源を十分活用しつつ、地域住民・行政・団体・企業等、あらゆる主体が連携・協働しながら自立した地域づくりに取り組むこととし、新宮地域を更に成長させ、持続的な発展を図るものとする。

取組の推進に当たっては、「バックキャスティング」の思考、「ワイズ・スペンディング」の徹底により、効率的な人員配置、公共施設等の再編、スマート自治体への転換、受益者負担の適正化等、健全財政を堅持するための行財政改革を積極的に進めるとともに、事業の平準化、選択と集中及び優先順位による施策を実施し、持続可能な行政運営に努めることとする。

《まちづくりの将来像》

みんなで創る 快適実感都市「たつの」

《まちづくりの基本目標》

基本目標1 安全・安心なまちづくりへの挑戦

～自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいまち～

基本目標2 やすらぎづくりへの挑戦

～子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち～

基本目標3 ひとづくりへの挑戦

～学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち～

基本目標4 にぎわいづくりへの挑戦

～新たな地域産業の創出と観光立市を目指すにぎわいのまち～

基本目標5 ふるさとづくりへの挑戦

～市民や地域と協働し、地域力あふれるまち～

※SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴール及び細分化された169のターゲットから構成されている。



(5)地域の持続的発展のための基本目標

新宮地域の人口減少の要因として、社会動態の規模が縮小しながらも転出超過が続いていることによる社会減と、少子高齢化の進行による自然減が加速していることが挙げられるため、「第2期たつの市まち未来創生戦略」に基づき、定住・転入促進、転出抑制などの社会増対策、子育て支援や結婚支援などの自然増対策により、人口の減少抑制を図る。

また、企業誘致や起業家の育成、既存企業への支援強化等による雇用の創出、安心して子育てできる経済的安定の確保と子育て・教育環境の充実をはじめ、本市の魅力の効果的なPR等、定住を促進する施策を展開し、人口減少のスピードを緩やかに導き、令和9年の将来人口フレーム並びに自然動態及び社会動態に関する目標は以下のとおりとする。

《将来人口フレーム》

	目標値
たつの市	72,000 人
新宮地域	13,000 人

《自然動態に関する目標》

		目標値
合計特殊出生率	たつの市	1.60
	新宮地域	1.60
年間出生数	たつの市	386 人維持
	新宮地域	52 人維持

《社会動態に関する目標》

		目標値
転入転出の差 (転入-転出)	たつの市	▲200 人
	新宮地域	▲70 人

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の推進に当たっては、毎年度、「たつの市まち未来創生戦略推進委員会」において、効果検証・評価等を行う。会議資料については、本市ホームページにて公開する。

(7)計画期間

本計画の実施期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年とする。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

「たつの市公共施設等総合管理計画」では、次の３点を基本方針として、人口減少、少子高齢化が進む中での公共施設やインフラの管理運営、維持更新の方針を定めている。

基本方針１ 施設の再編による施設保有量の縮減

- ①施設のあり方や必要性を検討し、機能的に重複した施設等の再編を行う。
- ②施設の統廃合、複合化、用途見直し、施設規模の縮小・減築等を行い、保有量を縮減する。

基本方針２ 計画保全による施設の長寿命化

- ①施設ごとに使用目標年数を定め、施設を長寿命化し、計画的に維持更新する。
- ②定期的な点検、診断を行い、施設の安全性を確保する。

基本方針３ 保有形態の見直しによる効率的な管理運営

- ①民間の活力や資金、ノウハウを最大限活用する。
- ②民間や地元等への移管も含め、施設の保有形態を見直す。

本計画に記載する全ての公共施設等の整備については、「たつの市公共施設等総合管理計画」との整合性を図るものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

新宮地域の人口は減少が続いており、移住・定住施策については、若い世代を中心とした都市部から地方への移住・定住を進めるため良質な住宅地の提供に努める必要がある。また、本市の空き家については、たつの市空き家相談センターを開設し、利活用を推進しているが、新宮地域においても、管理不全な状態の空き家が多く、空き家の適正管理等を促進する必要がある。

さらに、移住・定住施策については、本市のみでなく播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町との広域的な連携により、生活に必要な機能を確保・充実させるとともに、安心して快適に暮らせる魅力あるまちの形成に努める必要がある。

イ 地域間交流

人口減少・少子高齢化により、人口構造がアンバランスになっており、今後地域コミュニティ機能の維持に影響を及ぼすおそれがある。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民、行政、民間企業等が相互に支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことができる地域共生社会の実現と地域における包括的な支援体制の充実を図る必要がある。

また、結婚を希望する人に向けた支援として、出会いに関する情報提供を充実させる必要がある。

地域コミュニティ維持の担い手の一人として、在住外国人の積極的な社会参加を促すため、市民と交流する機会を増やす必要がある。また、地域間・世代間交流が希薄化する中、まちづくりに積極的に関与する人材の発掘や人的交流・文化交流を充実させる取組が必要である。

地域住民の活動や交流拠点としての機能を担うコミュニティセンターや福祉会館については、引き続き、適切な維持管理に努める必要がある。

ウ 人材育成

地域の持続的発展には、郷土愛に満ち、新たな視点やグローバル的観点で包摂的な社会の実現に資する人材及び地域活力を支える人材が求められ、地域の課題を地域で解決できる自立したまちづくりを進める必要がある。

(2)その対策

ア 移住・定住

- デジタルPRコンテンツ等を積極的に活用するとともに、移住相談会や移住体験ツアーを行う等、主に都市部からのU I Jターンを促進する。
- 特に若者、子育て世代の移住・定住を促進するため、住宅取得補助、奨学金返還支援や幅広い子育て支援など総合的な移住・定住施策を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- 空き家の利活用を促進するため、空き家バンクへの登録を促すとともに、空き家バンクの登録物件の流通促進を支援する。
- 近年の若い世代を中心とした都市部から地方へ移住・定住しようとする潮流の高まりを好機と捉え、受け皿となる良質な住宅地の供給に努めるため、市所有未利用地の活用を進める。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、空き家等情報バンク制度連携事業や定住促進共同情報発信事業、婚活支援事業を実施する。

イ 地域間交流

- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりや社会参加の場の創出に取り組む。
- 結婚を希望する人への婚活イベント情報等を発信し、結婚のきっかけづくりを支援する。
- 姉妹都市との交流を継続するとともに、姉妹都市での交流事業に積極的に参加し、人的交流・文化交流の充実を図る。
- たつの市国際交流協会を核として、国際交流体制の確立を図り、在住外国人との交流イベントや講演会、英会話教室等の国際交流事業を支援するとともに、多文化共生サポートセンターを中心に、生活情報の提供や様々な相談に対応し、外国人が住みやすいまちを目指す。
- 大学生による地域創生アイデアコンペを実施し、新たな地域活性化につながる政策アイデアを募るとともに、大学生がフィールドワークを行うことで、将来的な移住者につながることで期待される関係人口の増加を図る。
- コミュニティセンター等の更なる環境充実により、地域住民の活動・交流拠点の強化を図り、地域コミュニティづくりを推進する。

ウ 人材育成

- 地域コミュニティの担い手となる人材育成のため、自立のまちづくり事業等を通じ、地域の課題を自ら解決する過程において、世代間交流による地域コミュニティの結束力強化や地域住民の当事者意識の醸成を図る。
- 市内在住外国人が日本語学習の機会等を通じ、日常生活及び社会生活を市民と共に円滑に営むことができる環境整備に努める。
- 多文化共生社会推進事業を通じ、海外の文化や習慣に慣れ親しむ機会を提供し、国際感覚を備えた人材の育成に努める。

■目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
転入転出の差（新宮地域）	人	△70	△70

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(1) 移住・定住	公有財産売却事業 市道修繕事業	市 市	R 5 追加 R 5 追加
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	ウェルカムたつの！移住定住応援事業 定住促進住宅取得支援事業 若者定住促進奨学金返還支援事業 三世同居定住促進住宅改修支援事業	市 市 市 市	R 5 追加
	地域間交流	空き家対策総合推進事業 SNS発信事業	市 市	R 6 追加 R 7 変更
		支え合いの地域づくり事業 姉妹都市交流推進事業	市 市	
		多文化共生社会推進事業 大学生による地域創生アイデアコンペ事業	市 市	
		多文化共生社会推進事業	市	R 7 変更
	人材育成			

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

新宮地域の経営耕地面積は 437ha で、1 経営体当たりの平均耕作面積は 148a であり、農作物は稲作が中心で、野菜、果樹等も栽培されている。また、兼業農家への移行や離農等が進み、耕作放棄地や荒廃地が多く見受けられるようになっている。

また、農業従事者の高齢化と後継者不足により、農業の衰退が懸念されている。集団農地における営農手法の検討のほか、農業生産性の向上を図るため、ほ場整備の推進が必要である。

さらに、近年、野生動物の生息域の拡大により、農業被害が増大しているため、適正な農地の管理について、行政及び地元自治会等で取り組む必要がある。

イ 畜産業

新宮地域では養鶏及び養豚が営まれており、養鶏は 10 万羽以上の規模、養豚は小規模で経営されており、いずれも経済的損失を招く鳥インフルエンザウイルスや豚熱などの家畜伝染病の発生予防・防疫体制の確保が重要である。

ウ 林業

新宮地域の林野面積は 7,295.5ha で、うち人工林面積は 2,381.5ha であり、32%を占めている。人工林は杉、檜が主体で良質材の生産に向け、除伐、間伐を計画的に実施する等、健全な森林施業管理が必要である。また、森林施業の共同化、機械化には、林道や作業道等の施設整備が急務である。

エ 企業誘致及び起業の促進、雇用創出

播磨科学公園都市では、企業立地の優遇制度の実施により、多くの企業が進出している。また、播磨自動車道の全線開通により交通環境が更に充実したことから、今後は新宮地域の産業集積地や幹線道路沿道等において、土地利用の規制緩和を図り、製造業及び流通業等を誘導する必要がある。

さらに、既存事業者及び創業予定者に対して支援を行い、産業及び地域の活性化、雇用創出、定住促進を図っている。

地域事業所の合同説明会等の開催や雇用確保に努める企業への支援について、今後も市内企業の情報提供、魅力を様々な年齢層に発信する等、包括的な就労支援により就労意識の形成を図る必要がある。

オ 商工業

龍野商工会議所、たつの市商工会及び市内金融機関を通じて、低金利での融資の支援、中小企業者の経営基盤や資本投資の強化等、商工業の振興を図っている。また、商業団体が実施する地域住民との交流、にぎわいを創出するイベントや商業団体の情報を掲載した冊子を作成し、発行する魅力発信事業、共同施設改修事業等により企業支援を行っている。

一方、中小企業経営者の高齢化や後継者不足が社会的な課題となっており、将来の事業承継に不安を抱える事業者に対する支援が必要である。

また、今後ポストコロナ社会への対応が求められる中、キャッシュレス決済やECサイト、テレワークの導入等、新たなビジネスモデルへの転換に取り組む事業者への支援が必要である。

カ 情報通信産業

情報通信技術（ICT）の発展に伴い、社会は大きく変化しており、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染予防を念頭に置いた行動が求められた結果として、オンライン環境が急速に普及し、リモートワークにみられるような、場所を問わない新たな働き方が広まりつつある。

このような社会情勢を捉えた多様な働き方の普及に対応した環境整備を図る必要がある。

キ 観光

新宮地域への誘客を図るため、自然環境、文化財、観光資源や志んぐ荘、道の駅しんぐうをはじめとして点在する観光施設をつなげた市内周遊を促進することが重要である。

また、観光客の滞在時間の延伸や観光消費の拡大を図るため、観光資源や観光施設の魅力を高める必要がある。志んぐ荘についても、快適なサービスの提供により施設の魅力向上に努める必要がある。

古代と中世の山城が存在し、多くの遺構が残る城山城跡は、市内外から多くの登山客が来訪し、城跡の散策や尾根の縦走等が楽しまれており、登山道等の整備を進めている。更なる登山客を誘致するため、兵庫県が実施している「山城復活プロジェクト」と連携した取組が必要である。

さらに、市内における龍野地域の重要伝統的建造物群保存地区や御津地域の日本遺産の北前船関連文化財等と合わせ、たつのならではの地域資源を活用した観光プログラムを提案することにより、観光客の周遊性を高めた着地型観光の推進や、市民・観光関連団体・宿泊施設・西播磨地域の市町等と連携しながら、JRの各駅を拠点とした、交通結節点機能等の強化及び向上を図る必要がある。

さらに、体験型ツーリズム、イベントの実施や、観光資源のブランド化、来訪者の受入体制の充実による交流人口の増加を図るとともに、関係人口についても創出、拡大に取り組むことが必要である。

新宮地域においては、各種公園施設を有しており、四季を通じた特色ある魅力の発信による誘客と地域住民の憩いと安らぎの場及びコミュニティの場としての機能を確保する必要がある。

(2)その対策

ア 農業

- 認定農業者や集落営農組織に対して法人化に向けた推進を行うとともに、広域連携を図る。
- 地域合意による集落営農の組織化、女性や定年帰農者等が農村で活躍する場を広げ、多様な担い手による活力ある農村づくりを目指す。
- スマート田んぼダムの普及やドローンによる農薬散布などの先端技術を活用したスマート農業を促進する。
- 有効かつ効率的な農業生産体制の構築を目指すため、農地の区画整理や排水改良を実施し、農業生産性の向上を図る。
- ため池の老朽化による災害の未然防止と農業用水確保のため、農業水利施設の廃止を含めた計画的な更新整備と長寿命化を推進する。
- 農業用水の安定確保を図るため、用排水施設の計画的かつ効率的な更新整備を行うとともに、農業水利施設の持つ多面的機能の発揮を促進し、また、適時の診断や予防保全対策により施設の長寿命化を推進する。
- 鹿、猪などの有害鳥獣による農業被害を低減するため、自治会、猟友団体等との協力体制を確立し、集落ごとの獣害痕跡調査及び有害鳥獣捕獲活動を実施するとともに、有害鳥獣捕獲活動に従事する狩猟者確保のための狩猟免許取得等費用の一部補助、防護柵の設置等を支援する。
- 6次産業化による農業者の所得向上や新たな雇用を創出する。
- 消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の栽培面積の拡大を継続的に促進し、たつの市産の知名度を向上させるとともに、ブランド化を図る。

イ 畜産業

- 兵庫県と連携し、鳥インフルエンザウイルス及び豚熱などの家畜伝染病感染拡大防止に必要な資材の確保及び飼養者への啓発を行う。

ウ 林業

- 水土保持機能を確保していくため、環境林としての山林整備を進める。
- 森林経営管理制度を活用し、木材の生産林として適切な森林管理を促すとともに、災害に強い森づくりの取組として、自然環境に配慮した森林保全や林道、作業道等の施設整備を推進する。

エ 企業誘致及び起業の促進、雇用創出

- 企業立地奨励金交付や固定資産税の課税免除等の優遇制度、規制緩和及び交通アクセスの利便性等の地域特性を含めたPRの実施等により、本社機能の誘致を含めた企業進出や留置を推進する。
- 新たな産業の育成を図るため、起業、創業への取組や新ビジネスへのチャレンジを支援し、地域経済の活性化に努める。
- 地域産業を発展させるため、産業集積地や幹線道路沿道等において、土地利用の規制緩和を図る。

- 公共職業安定所などの労働関係機関や地域経済団体、播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町とのネットワークを強化し、雇用機会の拡大と創出に努める。

オ 商工業

- 資金、設備、技術、人材、情報等に関わる支援を通じ中小企業者の経営基盤強化を図るとともに、今後の社会情勢を見据え、新たな働き方に取り組む企業への支援に努める。
- 商店街等が取り組む事業への支援や、空き店舗の有効活用等、商業団体等との連携による商店街の再生支援に取り組む。
- 事業承継相談窓口を設置し、後継者不足により事業承継に課題を抱えている市内事業者を支援する。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、地域事業所の合同説明会等の開催や雇用確保に努める企業を支援し、就職機会の増加を図る。

カ 情報通信産業

- ＩＴ関連事業者の創業を支援し、市内の産業振興、地域活性化、若年層の雇用及び定住の促進を図る。

キ 観光

- 恵まれた自然環境、文化財、観光資源といった地域資源を、関係団体等と連携しながら、市内外に情報発信し、四季を通じた誘客に努める。
- シティプロモーションや体験型ツーリズム、イベントの実施などの観光振興や、観光資源のブランド化、来訪者の受入体制の充実による交流人口の増加を図るとともに、関係人口の創出、拡大に取り組む。
- 播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏等の連携による観光ネットワークにより情報発信を行うとともに、ＪＲ姫新線等の利用による観光地の周遊性向上を図る。
- 道の駅しんぐうにおいて、「ふるさとたつの」の情報発信に加え、特色ある事業を企画し、観光客の誘致を図る。
- 国民宿舎志んぐ荘の魅力を向上させるため、施設整備を行い、更なるサービスの充実を図る。
- 公園施設の老朽化対策やバリアフリー化等、観光客をはじめ、全ての人が利用しやすい、快適で魅力ある都市公園を目指す。
- 駅前駐車場や駐輪施設などの老朽化した施設を改修し、利便性や快適性の向上を図る。

■目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
観光入込客総数（新宮地域）	万人	23.6	34.5

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	農業競争力強化農地整備事業(上笹地区) 農村地域防災減災事業 県単独補助治山事業	県 県 市	
	林業	林道長寿命化事業	市	
	(3) 経営近代化施設 林業	公園整備事業(都市公園整備) 駅施設管理事業	市 市	
	(9) 観光又はレクリ エーション			
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	新規就農総合支援事業 農産物ブランド力アップ事業 大豆生産農業機械導入支援事業 ベビー木育ギフト事業	市 市 市 市	R 5 変更 R 6 追加 R 6 追加
	商工業・6次産業化	就職支援事業 就職フェア実施事業 中小企業金融対策事業 事業承継促進支援事業 たつの産品PR販売事業	市 市 市 市 市	R 6 変更 R 5 追加 R 7 変更 R 6 変更
	情報通信産業 観光	IT関連事業所開設支援事業 観光誘客戦略事業 新宮観光資源整備事業 観光地Wi-Fi運営事業 定住自立圏域観光魅力PR事業 たつの市PR事業	市 市 市 市 市 市	
	企業誘致 その他	国民宿舎事業 企業立地奨励事業 創業支援事業	市 市 市	R 6 変更

(4) 産業振興促進事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び第24条に規定する産業振興促進区域及び振興すべき業種及び事業の内容については、次のとおりであり、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏の構成市町等と連携事業を実施し、より効果的に振興を図る。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種(法第23条、24条)

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
新宮地域全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和4年4月1日～令和9年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

3(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設の整備に当たっては、「たつの市公共施設等総合管理計画」、個別施設計画である「たつの市公共建築物再編実施計画」等との整合性を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術（ＩＣＴ）の発展に伴い、スマートフォンやタブレット端末等の保有台数は年々増加しており、多様な情報発信、伝達手段としてインターネットが利用されていることから、デジタル技術を活用した新たな行政サービス等、デジタル化によるメリットを誰もが享受できる環境が求められている。

また、少子高齢化等により担い手不足が深刻化する中、スマート農業や遠隔医療の実施等、デジタル技術を活用することで地域の実情や地理的な格差を克服する多様な取組がみられている。さらに、増大する地域課題に対する担い手不足への対策として、デジタル技術の活用による業務の効率化や利便性の向上が必要である。こうしたデジタル技術を効果的に取り入れるためには、情報サービスを活用できる人材の育成、確保が重要である。

本市では、ブロードバンドインフラ未整備地域に高速情報通信網を整備し、地域間の情報格差の解消を図っており、今後インターネットを利用した売買や決済等が普及する中、消費者が安心して利用できるよう取り組む必要がある。

また、本市の防災行政無線は、運用開始から 15 年が経過しており、その更新については、より遠く、広範囲に電波が届く新方式の機器を検討し、地域住民に迅速かつ正確に情報伝達できる体制の確立が必要である。

(2) その対策

- デジタル技術の活用により、行政事務の効率化と市民の利便性向上を図る。
- インターネットやデジタル機器に不慣れな高齢者等が取り残されないよう、誰もが使いやすい機器を活用したデジタル化を促進する。
- 情報サービスを活用できる人材の育成に努めるとともに、市民と行政が地域課題の解消に取り組むDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。
- インターネット、携帯電話によるトラブル等が巧妙化し、被害が深刻化する中、関係機関と連携し、消費生活に関わる情報提供や出前講座などの啓発活動を行い、被害の未然防止に努める。
- 災害発生時に備え、各種情報を地域住民に迅速に伝達できるよう、防災行政無線の適切な維持管理、機器整備に努める。

■ 目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
申請手続のデジタル化率（たつの市）	%	21.1	65.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情報 化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設	防災行政無線運営事業	市	R 5 追加
	防災行政用無線施設			
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術活用	行政デジタル化推進事業 広報活動推進事業	市 市	R 6 変更 R 6 追加

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路・橋りょう・その他

幹線道路網の整備については、揖龍南北幹線道路のうち国道 2 号から国道 250 号までに至る主要地方道網干たつの線、龍野揖保川御津線の開通により、本市の中心市街地と播磨臨海部がより近くなった。

今後は J R 姫新線大鳥踏切以北について、広域的な道路ネットワークの強化、充実を図るため、関係機関と連携し事業を推進する必要がある。

新宮地域内の狭あいな道路の拡幅や道路排水の整備により、安全で快適な道路環境の創出や集落間や公益的施設等を結ぶための道路整備を引き続き推進する必要がある。また、橋りょうなどの道路施設については、老朽化が進んでいることから、交通の安全性を確保し、継続的に使用するため、「道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ効率的に点検、修繕を行い、健全性を確保する必要がある。

安全で快適な道路交通環境整備のため、引き続き、防護柵や道路照明などの交通安全施設の整備を実施し、交通事故の防止に向け、効果的な交通安全施設の設置や交通安全啓発等、関係機関と連携したハード、ソフトの両面からの交通安全対策を推進する必要がある。

イ 農道

農業従事者の高齢化と後継者不足がますます農業の衰退に拍車をかけている。農業生産性の向上を図るため、ほ場整備事業の更なる推進が必要である。

ウ 公共交通

自家用車による移動を主とする生活様式の浸透により、公共交通利用者の減少が進んでいる一方で、今後の少子高齢化の更なる進行に伴い、公共交通の担う役割はますます大きくなっている。

新宮地域の公共交通は、幹線交通として鉄道、路線バスのほか、市域を南北に運行しているコミュニティバスがあり、支線交通として医療機関や買い物などの日常的な外出先への移動手段となる市民乗り合いタクシーの運行を平成 29 年 1 月から開始し、公共交通空白地の解消と日常生活の移動手段を確保している。幹線交通と支線交通を目的に応じ、組み合わせて利用することで、地域を越える移動が可能となっており、また、観光客の周遊性を高めるためにも、今後もこの交通体系を確保、維持していく必要がある。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業として、播磨科学公園都市を經由して本市の J R 播磨新宮駅と上郡町の J R 上郡駅を結ぶ播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」を平成 29 年 1 月から運行しているが、利用者が少なく、利用促進策を講じる必要がある。

J R 姫新線については、J R 播磨新宮駅より西の駅において、J R 西日本へ I C カード対応改札機の設置を要望する等、引き続き利便性と快適性の向上を図る必要がある。

(2)その対策

ア 道路・橋りょう・その他

- J R 姫新線大鳥踏切以北の事業推進に努めるとともに、早期の全線開通を目指す。
- 西播磨の広域防災拠点となる播磨科学公園都市への幹線道路である揖龍南北幹線道路、主要地方道宍粟新宮線、主要地方道相生宍粟線の整備を関係市町と協力して促進し、広域道路ネットワークの形成を行う。
- 市民生活の利便性を向上させ、安全で快適な生活を確保するため、地域内道路の整備を計画的かつ効率的に進める。
- 幹線道路を補完する役割を持った地域間連絡道路を整備することにより、災害に強い道路ネットワークを構築する。
- 橋りょうなどの老朽化が進む道路施設について、計画的な点検や補修等適切な維持管理を行うことで、長寿命化に取り組む。
- 道路構造物等の点検及び修繕について、ドローンなどの新技術の活用を検討し、効率化や費用削減に努める。
- 通学路安全対策プログラムに基づき、警察やPTAなどの関係機関と連携した合同点検を実施し、カーブミラー、防護柵、道路照明灯の設置、歩道やグリーンベルトの整備等交通安全施設の充実に努める。

イ 農道

- ほ場整備事業の実施により、農地の区画整理や農道を整備し、効率的な農業生産体制を構築する。

ウ 公共交通

- 「第2次たつの市地域公共交通計画」に基づき、常に利用者の視点に立って利便性の高いサービスを効率的に提供する。また、持続可能な交通体系の確保、維持、充実に図るため、計画的に車両更新を実施する。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」については、利用者のニーズに合わせ、きめ細かなダイヤ改正等を実施し、利用促進を図るとともに、安全・安心な運行を行っていくために車両更新を実施する。
- J R 姫新線については、日常生活の足として利便性と快適性の向上や観光客の周遊性を高めるため、J R 西日本に対し、沿線自治体等で構成する姫新線利用促進・活性化同盟会を通じ、運行車両増結やJ R 播磨新宮駅より西の駅へのI Cカード対応改札機の設置の要望活動を実施するとともに、利用促進策を展開し、沿線住民のマイレール意識の醸成を図る。

■目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
道路ストックの長寿命化達成率（新宮地域）	%	28.6	57.1

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路新設改良事業 ・新宮中央線 L=800m 道路メンテナンス事業 道路メンテナンス事業	国・市 市 市	R 6 変更 R 6 変更
	橋りょう その他	交通安全施設整備事業 通学路グリーンベルト設置事業	市 市 市	
	(2) 農道	農業競争力強化農地整備事業（上笹地区）	市	
	(6) 自動車等 自動車	コミュニティバス等運行事業 市民乗り合いタクシー運行事業 定住自立圏域バス運行事業	市 たつの市 地域公共交通会議 市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	コミュニティバス等運行事業 市民乗り合いタクシー運行事業 定住自立圏域バス運行事業 姫新線利用促進・活性化事業	市 たつの市 地域公共交通会議 市 市 姫新線利用促進・活性化同盟会	R 6 変更

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設の整備に当たっては、「たつの市公共施設等総合管理計画」、個別施設計画である「舗装長寿命化修繕計画」、「道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な施設の長寿命化、維持更新に努め、更新費用の抑制、平準化を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

現在の水道管については、昭和 59 年から平成 18 年までにかけて多くを更新し、特に平成 12 年前後に更新が集中している。

そのため、水道管の耐用年数は比較的新しく、整備後 30 年を経過するものは、令和 3 年時点で全体の 25.5%であるが、既に更新時期を迎えているものもあり、今後の維持更新が大きな課題となっている。

本市の新宮地域を含む給水区域については、「たつの市水道事業ビジョン」及び「たつの市水道事業アセットマネジメント」に基づき、将来の水需要に適応した送配水系統を検討し、施設の更新及び耐震化を効率的に進め、持続可能な形で事業を運営する必要がある。

イ 下水道処理施設

新宮地域においては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント整備事業及び個別排水処理施設整備事業を進めた結果、令和 3 年度末の水洗化率は 94.6%となっている。

一方で、今後の人口減少による汚水量の減少、各下水処理施設の老朽化による更新に伴い、計画的・効率的な施設維持が課題となっているため、「たつの市生活排水処理施設統廃合計画」に基づき、施設を総合的に勘案し、統廃合を推進することによる維持管理の合理化や、「たつの市ストックマネジメント計画」に基づく施設の長寿命化を図る必要がある。

また、過去に浸水被害が生じた地区では、雨水幹線や雨水路の整備など浸水対策を行う必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

本市域の一般廃棄物について、新宮地域は平成 25 年度からにしはりまクリーンセンターにて処理を行い、それ以外の地域は揖龍クリーンセンターで処理を行っている。

「揖龍地域循環型社会形成推進地域計画」では、新宮地域を新たに揖龍クリーンセンターの処理区域に加えることとしているが、老朽化が進んでいるため、新たなごみ処理施設の整備が必要である。

エ 火葬場

播磨高原広域事務組合が管理運営している播磨高原斎場（こぶし苑）は、平成 7 年に供用開始され、施設、火葬炉等の大規模改修が必要な時期となっている。

オ 消防施設、防災、防犯

西はりま消防組合に貸与している消防施設については、建築後 30 年以上経過する施設が多く、大規模改修等の時期を検討する必要がある。

また、車両については、消防力の適正配置、管内の地域特性を考慮した車両配備、更新計画を検討する必要がある。

消防団の分団車庫は、災害時の参集場所、活動拠点、平常時には消防団員の教育・訓練の場となっており、施設の充実強化に努める必要がある。また、分団車両や活動に必要な装備品についても、計画的整備により活動の充実に努める必要がある。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、災害発生直後に必要となる食料や生活必要物資を計画的に備蓄し、更新する必要がある。また、災害初動期対応の柱となる地域防災力向上を図るため、自主防災組織活動の指導や地域住民へのアドバイス等、地域の防災活動に対して指導を行うことができる人材を育成する必要がある。

新宮地域は土砂災害警戒区域が多いため、市民の生命・財産を守る対策を兵庫県と連携して実施しているとともに、大雨、洪水による被害の防止と軽減を図るため、自主防災組織や消防団が、土のうの作成や土のう積工法の習得訓練を行い、災害時に迅速な水防活動が行える体制づくりに努めている。

また、洪水被害の軽減を図るため、河川の浚渫、立木伐採等を実施しており、水害被害の軽減を図るため、治水事業の推進や河川環境の整備を継続する必要がある。

南海トラフ地震や内陸活断層地震（山崎断層帯地震等）の発生の切迫性が指摘されている中、地震時における市民の安全を確保するため、早期に住宅の耐震化を促進する必要がある。

地域犯罪の発生の抑止や地域住民の安全・安心を確保するため、まちづくり防犯グループなどの地域団体が防犯カメラを設置する際の助成を行っているが、設置数の更なる増加に向け取り組み必要がある。

カ 公営住宅

市営住宅については、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、適正な戸数の維持、計画的な改修が必要である。

キ その他

本市の美しい生活環境を守るため、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生を抑制し、資源ごみの分別とごみの減量化に取り組んでいる。

また、不法投棄については、監視カメラの設置や自治会への啓発看板の貸与、不法投棄監視員や警察によるパトロール等を実施しており、引き続き、未然防止対策に取り組む必要がある。

(2)その対策

ア 水道施設

- 原水の水質状況に応じた浄水処理を行い、国が定める水質基準を維持し、将来にわたって「安全でおいしい水」を供給するための取組を継続する。
- 管路の漏水調査を進め、有収率の向上を図る。
- 「たつの市水道事業ビジョン」及び「たつの市水道事業アセットマネジメント」に基づき、老朽化対策や耐震化を進めるとともに、施設の改良及び統廃合を検討し、より一層の安定供給に努める。

イ 下水道処理施設

- 水洗化の啓発等により未接続家屋を解消し、生活環境の向上に努める。
- 持続可能な事業運営を行うため、「たつの市生活排水処理施設統廃合計画」及び「たつの市ストックマネジメント計画」に基づき、生活排水処理施設の統廃合及び施設の長寿命化等を推進する。
- 豪雨等による浸水被害の軽減を図り、安全・安心な市民生活を確保するため浸水対策事業を計画的に実施する。

ウ 廃棄物処理施設

- 揖龍クリーンセンターについて、新宮地域を含めた市全域のごみ処理が可能となる施設の整備を進める。

エ 火葬場

- 播磨高原斎場（こぶし苑）を計画的に整備し、人生の終焉の場にふさわしい尊厳と品位を維持した施設運営に努める。

オ 消防施設、防災、防犯

- 広域化の利点を最大限に生かし、署の管轄を超え、管内住民の多種多様な消防、救急需要に迅速に対応するため、車両及び資機材を計画的に配備する。
- 将来の人口動態及び消防需要の変動に考慮した署所及び車両配置について検証し、計画的な施設整備に努める。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、災害発生直後に必要となる食料や生活必要物資の計画的な備蓄、更新を行う。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、災害初動期対応の柱となる地域防災力向上を推進するため、自主防災組織活動の指導や地域住民へのアドバイス等、地域の防災活動に対する指導者を養成する。
- 消防団については、地域防災の要であることから、団員の確保や知識、技術の向上に努めるとともに、活動拠点となる車庫や消防車両などの団施設の計画的な整備を行う。
- 土砂災害等を防ぐため、急傾斜地の崩壊対策を講じるとともに、自主防災組織の活動支援等を通じ、地域防災力の向上に努める。
- 治水安全度を確保するため、河川改修を推進し、河川の浚渫、立木伐採等を行い、災害の未

然防止や環境の保全を図る。

- 民間住宅については、所有者が行う耐震診断や耐震化への取組を支援する事業を実施し、早期の住宅耐震化を推進する。
- 地域犯罪の発生の抑止や地域住民の安全・安心を確保するため、まちづくり防犯グループなどの地域団体が防犯カメラを設置する際の助成を行う。

カ 公営住宅

- 「市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に維持管理、用途廃止を実施する。

キ その他

- 広報誌、市イベント、出前講座などのあらゆる機会を通じて、市民・事業所にごみの減量化、資源ごみの分別徹底などの啓発や、フードドライブ等の実施に加え、生ごみの減量化につながる取組を推進する。
- 不法投棄監視カメラの設置及び不法投棄監視協力員による日常のパトロールを行うとともに、ペット飼育のマナー向上を啓発し、環境美化の促進に努める。

■目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
水洗化率（新宮地域）	%	94.6	95.6

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	施設改良事業【企業会計】 給配水管新設更新事業【企業会計】	市 市	R 6 変更
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業【企業会計】 特定環境保全下水道整備事業【企業会計】 流域下水道建設負担金【企業会計】 浸水対策事業【企業会計】	市 市 県 市	
	農業集落排水施設	農業集落排水整備事業【企業会計】 生活排水処理施設統廃合事業【企業会計】	市 市	
	その他	個別排水処理施設整備事業【企業会計】	市	
	(4) 火葬場	播磨高原広域事務組合事業（播磨高原斎場（こぶし苑）整備負担金）	播磨高原広域 事務組合	R 5 追加
	(5) 消防施設	西はりま消防組合事業（消防車両整備事業） 消防団分団車庫整備事業	西はりま消防組合 市	
	(6) 公営住宅	市営住宅長寿命化整備事業	市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	西はりま消防組合事業（消防力適正配置等調査事業） 地域防災リーダー育成支援事業 防犯カメラ設置補助事業 地域の安全安心見守りカメラ設置事業 防災対策備蓄事業 水防活動事業	西はりま消防組合 市 市 市 市	R 6 追加 R 6 変更
	その他	食品ロス削減推進事業 人と動物の共生事業 不法投棄撲滅事業 ごみゼロ推進事業	市 市 市 市	R 6 変更
	(8) その他	急傾斜地崩壊対策事業 緊急浚渫推進事業 河川改良事業 砂防関連普通河川整備事業	市 県 市 市 市	R 7 追加 R 7 追加

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設の整備に当たっては、「たつの市公共施設等総合管理計画」、個別施設計画との整合性を図る。

なお、水道施設については、「たつの市水道事業ビジョン」及び「たつの市水道事業アセットマネジメント」に基づき、計画的な施設の維持更新、ダウンサイジングを進め、更新費用の抑制と平準化を図る。

また、下水道施設については、「たつの市ストックマネジメント計画」及び「たつの市下水道事業経営戦略」に基づき、計画的な施設の維持更新を進め、更新費用の抑制と平準化を図る。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

活力あるまちづくりを維持、向上していくには、若年層、子育て世帯の移住・定住が不可欠であり、子育てしやすいまちづくりに資するため、地域で安心して子育てができるよう、「子育てするなら たつの市」をスローガンに、こども家庭センター「はつらつ」とこども家庭センター「すくすく」が連携し、妊娠から子育てにわたる総合的な相談、支援を行うとともに、地域・企業・市民が連携した子育て支援が必要である。

就学前児童の保育環境について、共働き家庭の増加、幼児教育、保育の無償化により入園希望者の割合が増加している状況を踏まえ、幼保連携型認定こども園化を完了したが、既存の保育所を含め老朽化している園舎があり、更なる整備が必要である。また、今後も多様な保育ニーズに応える環境を維持していくため、保育士の確保と資質の向上に努める必要がある。

小学生の育成環境については、放課後児童クラブを開設し、放課後、保護者が就労等で家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を支援しており、今後も保護者のニーズに応じた運営に努める必要がある。

子育て環境については、本市のみでなく、播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町等との連携により、充実を図る必要がある。

イ 保健、健康づくり

「たつの市健康増進計画・食育推進計画（第3次）」に基づき、健康な暮らしを実現するための取組を推進している。

地域住民の健康維持のため、特定健診及びがん検診の受診率向上、適切な保健指導に取り組む必要がある。

介護予防対策として、いきいき百歳体操を推進しているが、令和3年度末の参加率は10.1%（2,376人）となっており、参加率向上を目指して更なる普及啓発が必要である。

後期高齢者の入院件数に占める割合は骨折が最も多くなっており、要介護状態を防ぐためのフレイル予防対策が必要である。

ウ 高齢者福祉

高齢者の生きがいづくりや社会参加に対する活動を促進するため、老人クラブの活動や外出を支援している。福祉会館については、ボランティア活動、自立支援配食サービス事業などの拠点となっている。

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、高齢者福祉サービス・介護予防サービス・介護保険サービス等を充実させるとともに、保健・医療・福祉の連携のもとフォーマルサービス・インフォーマルサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図る必要がある。

また、働き続ける高齢者の増加や地域との付き合いの薄い世帯の増加により、人と人とのつながりが希薄化しつつある中で、高齢者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供し、生きがいの持てる高齢者福祉の実現を図る必要がある。

エ 障害福祉

障害者が自分らしい生活を送るために、就労継続支援など日中活動系サービスの充実を図り、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、多様なサービスを提供する必要がある。

さらに、障害者が自らの生き方や生活する場所を主体的に決定するために、多職種及び関係機関が連携した相談支援体制を充実、強化する必要がある。

また、発達障害の認知の広がりや発達面で支援を必要とする児童の増加等により、障害児通所支援センター（はばたき園）の利用者数が増加しており、適切な運営や支援の質を確保する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境

- 子育て家庭に対する幅広いサポートや助成を行い、経済的負担を軽減する。
- 乳幼児健診・相談等を実施し、相談体制の充実を図る。
- 妊婦健康診査費などの助成や育児用品を支給し、妊産婦等の不安軽減、経済的支援を図る。
- 子どもに対する医療費助成の対象年齢を 18 歳まで拡充するとともに、ひとり親家庭等に対する医療費助成の所得基準を緩和することで、子育て世帯の経済的支援を更に強化する。
- 子育て家庭を支援するため、こども家庭センター「はつらつ」及びこども家庭センター「すくすく」において、地域や関係機関と連携した相談、支援体制の充実を図り、妊娠期から子育て期における相談やサービスを切れ目なく提供する。また、子育てつどいの広場において親子が交流、相談する場を提供し、地域における身近な親子同士がつながるきっかけをつくる。
- 公私立認定こども園等の施設整備を計画的に実施し、安全・安心で快適な教育・保育環境を確保する。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育事業や一時預かり事業等の充実や病児・病後児保育事業を推進するとともに、保育所、認定こども園を地域の子育てに関する相談の場や地域交流の場として、その機能を強化する。
- 児童にとって充実した放課後環境を提供するため、放課後児童クラブ支援員の資質向上等に努める。
- 保育士の処遇改善や官民協働による保育の魅力発信等を通じて保育士の確保に努め、保育環境の向上を図る。
- 学校給食に要する経費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減する。
- 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制寄附金）により、市の施策に賛同する企業から寄附を受け付け、新たな財源を確保し、子育て施策を推進する。

イ 保健、健康づくり

- 生活習慣病予防、がんの早期発見対策として、健（検）診受診率の向上を図るとともに、健診後における特定保健指導の強化と重症化予防に重点を置いた健康づくりを推進する。
- 健康寿命を延伸するため、自主トレーニングやウォーキングの普及を図り、運動による健康づくりを推進する。
- 疾患の重症化やフレイルを予防するため、リスクの高い高齢者へ訪問支援を行うとともに、健康づくりや介護予防の知識の普及に努める。

ウ 高齢者福祉

- 今後も高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、介護予防事業の充実を図るとともに、介護保険利用者が、自らのニーズに応じたサービスが適切に受けられるよう、介護給付の適正化を図る。
- 適切なサービスの利用が確保されるよう、指定事業所の確保に努め、介護サービス事業所以外の多様な主体（住民ボランティア等）の参画を検討する。
- 福祉資格取得に要する経費の助成や緩和した基準による訪問型サービスの提供者を育成する等、福祉サービスの担い手の確保と質の向上を図る。
- 適切な介護予防ケアマネジメントが提供されるよう、自立支援ケア会議の活用や個別相談の実施等効果的な支援に努める。
- 主任介護支援専門員、介護支援専門員との連携を強化するとともに、業務の効率化及び質の向上を図るため、協議会及び連絡会を定期的を開催する。
- 生活支援コーディネーター及び協議体との協働により、行政が提供する公的サービス以外の民間企業やボランティア、社会福祉法人等多様な事業主体が実施するサービスや市民主体によるサービスなどの提供体制の整備や社会参加の場の創出に取り組む。
- 老人クラブ活動の活性化やたつの市社会福祉協議会との連携による地域福祉の充実、高齢者の就業機会の拡大と啓発を行い、高齢者の就労意欲の促進に努める。
- 高齢者タクシー利用券及び高齢者おでかけ支援券を提供し、高齢者の社会参加と日常生活の質の向上を図る。
- 認知症になっても住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、専門職による訪問支援及び認知症相談、関係機関との連携により適切な医療や介護サービス等に速やかにつながり取組を推進する。
- 「共生」と「予防」の視点から、認知症への理解を深めるための普及啓発を行うとともに、認知症サポーターを養成し、地域の見守り力強化を図る。
- 認知症の人からの「本人発信」を支援するほか、認知症カフェ等の活動推進により、介護者の負担軽減を図る。

エ 障害福祉

- 「たつの市障害者計画」や「たつの市障害福祉計画及びたつの市障害児福祉計画」に基づき、計画的に各分野の福祉施策を展開し、障害者が住み慣れた地域で社会の一員としていきいきと暮らせるよう、生活の状況に合わせた福祉サービスや相談支援の充実、居住の場の確保、気軽に外出できる環境づくりに努める。
- 就労や余暇活動に対する外出を支援するため、障害者福祉タクシー利用券を提供するとともに、障害者が利用するグループホームの環境整備について支援を行い、障害者福祉の向上を図る。
- 発達に支援が必要な子どもに対し、状況に応じた療育支援を行うことができるよう、相談、支援体制の充実を図る。

■目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
多子世帯率 (第2子以降の出生数から算出)(新宮地域)	%	64.3	65.0

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健及び福祉の向 上及び増進	(2) 認定こども園	公立こども園等施設整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	児童福祉	福祉医療費助成事業（乳幼児等）	市	
		福祉医療費助成事業（こども）	市	
		高校生等医療費助成事業	市	
		福祉医療費助成事業（母子家庭等）	市	
		こども家庭センターすくすく運営事業	市	R 6 変更
		こども家庭センターはつらつ運営事業	市	R 6 変更
		私立保育所等運営事業（負担金、補助及び交付金分）	市	
		私立保育所等保育士処遇改善事業	市	
		保育士等確保事業	市	
		幼児教育・保育環境向上事業	市	R 6 変更
		保育料軽減事業	市	
		中央学校給食センター給食提供事業・北学校給食センター給食提供事業	市	R 7 変更
		妊婦のための支援給付・包括相談支援事業	市	R 7 変更
		はつらつベビーまごころ便事業	市	
		妊活サポート事業	市	
		祝入学支援事業	市	
		ファミリーサポートセンター運営事業	市	
		高等学校等入学準備金支給事業	市	
		放課後児童クラブ事業	市	
		子育てつどいの広場運営事業	市	
		子育て世帯訪問支援事業	市	R 6 追加
	高齢者・障害者福祉	支え合いの地域づくり事業	市	R 7 変更
		高齢者タクシー事業	市	
		高齢者おでかけ支援事業	市	
		認知症総合支援事業【特別会計】	市	R 6 変更
健康づくり		障害者福祉タクシー利用料助成事業	市	
		福祉資格取得助成事業	市	
		生活支援サポーター養成事業	市	
		産前・産後サポート事業	市	
		はつらつマタニティサポート事業	市	
その他		風しん抗体検査及び予防接種助成事業	市	
		こども予防接種助成事業	市	R 6 変更
		企業版ふるさと納税受入事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設の整備に当たっては、「たつの市公共施設等総合管理計画」、個別施設計画である「たつの市公共建築物再編実施計画」等との整合性を図る。

なお、こども園施設については、「たつの市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の統廃合や長寿命化のための改修及び修繕を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市では高齢化が進行し、令和2年の高齢者比率は30.9%、また、高齢者世帯は増加傾向にあり平成17年から令和2年にかけて、高齢者単身世帯が約1.8倍、高齢者夫婦世帯が約1.7倍に増加している。こうした高齢化の傾向は新宮地域において、より顕著となっている。

今後、前期高齢者が減少する一方、後期高齢者は増加する見込みであり、寝たきりや認知症等をはじめとする要介護者や医療ニーズの高い高齢者、重度要介護者の増加が想定される。

令和2年に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」では、将来の住まいについて、一般高齢者、要支援者の7割以上が、いつまでも自宅で生活したいと回答している。

そのため、医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の関係機関が連携し、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなどの様々な場面で、在宅医療と介護の一体的な提供が求められている。

また、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化に取り組む必要がある。

医療については、新宮地域の医療機関のほか、隣接する龍野地域や市外の医療機関にてサービスが提供されている。

救急医療体制については、新宮地域の民間病院が二次救急医療機関に指定され、また、隣接する龍野地域には揖龍休日夜間急病センターや民間病院が設置されている。

今後も、医療を必要とする市民へ医療サービスが提供できるよう、地域医療体制の維持・充実に努める必要がある。

(2) その対策

- ICTシステムを活用し、患者情報を医療機関や介護従事者が迅速に共有し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する。
- たつの市・揖保郡医師会と協働し、課題や対策の検討や講演会の開催等、在宅医療と介護連携の強化に向け、体制の構築等に取り組む。
- たつの市・揖保郡医師会の協力体制のもと、はつらつセンター内にある揖龍休日夜間急病センターの医療体制の充実に努める。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、地域住民が安心して生活できる地域医療体制の確保に努める。

■ 目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
ICTシステムアカウント数（たつの市）	件	84	109
登録患者数（たつの市）	人	271	316

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	在宅医療・介護連携 I C Tシステム運営事業	市	R 6 変更

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

少子化の影響により、新宮地域の小学校の児童数はいずれも減少している。特に西栗栖小学校は既に複式学級を有し、東栗栖、香島小学校は一定年度先に複式学級が発生する見込みであるため、令和2年度に適正規模・適正配置協議会を設置し、今後の学校のあり方について協議を進めてきた。

この協議の中で、新宮地域の小学校及び中学校の施設の老朽化が課題として出された。

これらのことから、新宮地域の小学校の適正規模・適正配置を進め、統合後の学校として小中一貫校を新設することとし、建設に向けた基本計画の策定に着手している。

播磨高原広域事務組合が設置する小中学校についても、建設当初に予定していた児童生徒数に達しておらず、施設規模の最適化など学校施設のあり方を検討していく必要がある。

また、児童生徒が安全に通学できるよう、学校及び関係機関と連携し、通学路の安全確保を図るとともに、遠距離通学となる児童生徒への通学支援を行う必要がある。

本市では、たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラムを活用し、円滑な幼小連携を進めている。また、小・中学校の接続期においても、平成26年度から小中連携教育を推進し、年間を通して中学校区ごとに特色ある取組を行っており、中1ギャップをなくし、学習意欲の向上を図っている。一方で、小学校低学年の不登校児童の増加や中学校2年生からの不登校生徒が増加する等、新たな課題がみられ、これまでの幼小連携・小中連携の取組をより効果的なものにするため、小中一貫教育を推進し、9年間を見通した教育を行う必要がある。さらに、たつのGIGAスクール構想の推進に基づき、児童生徒に1人1台端末を導入し、情報活用能力及び学力向上に取り組んでおり、今後も安全で安定した学習環境を提供する必要がある。

子どもたちを取り巻く社会情勢、教育環境の変化を踏まえ、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることができる環境を構築する必要がある。

また、保護者や地域と連携し、様々な体験や交流活動を通じて、子どもの心身の発達を促す必要がある。

小中学校の児童生徒に対し、学校給食センター及び自校方式の給食調理室から給食を提供しているが、中央学校給食センター以外の給食施設は老朽化が著しいため、施設整備のあり方を検討し、安全・安心な給食の提供に努める必要がある。

イ 社会教育

公民館では、生涯学べる環境づくりとして、各種講座や行事を開催しており、多様化するニーズに応じた学習内容を提供するため、ICT機器を活用する必要がある。

図書館、コミュニティセンターなどの公共施設についても、「いつでも」、「どこでも」学習活動ができるような環境づくりを推進するため、環境充実に向けた取組を検討する必要がある。

スポーツ振興について、少子高齢化による人口減少が進行する中、高齢者においては、健康に対する関心や健康志向が高まっており、健康の維持及び増進が、スポーツや運動を行う主な理由となっている。

一方で、子どもにおいては、少子化により日常的に遊ぶ仲間が減少し、スポーツを全く行わない子どもが増加することが懸念されており、本市の小中学生の体力テストの結果では、全国平均を下回る種目も多くなっている。そのため、子どもの頃からスポーツに慣れ親しむことのできるスポーツ環境や運動公園の利用環境の充実を図り、誰もがいつでもどこでも楽しめる、生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、市民が気軽にスポーツを楽しむ機運の醸成に努める必要がある。

市内の4つの体育館は、スポーツ活動の拠点となっており、体育施設の利用状況分析と利用圏域の位置づけを行った上で、計画的な施設整備が必要である。

また、スポーツと地域資源を掛け合わせたスポーツツーリズム資源の開発、イベントの開催や大会、合宿の誘致等により、交流人口の増加を目指す活動を推進していくことが必要である。

(2) その対策

ア 学校教育

- 「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、小規模校の適正規模・適正配置を検討し、施設規模適正化のための整備等を行い、教育環境の充実を図る。
- 小学1年から中学3年までの学びや育ちの連続性を確保した体制を整備し、小中学校の円滑な接続を図るため、小中一貫校を整備する。
- 熱中症対策として、小中学校の空調設備を整備し、教育環境の改善を図る。
- 児童生徒が安全に通学できるよう、学校及び関係機関と連携し、通学路の安全確保を図る。
- 遠距離通学となる児童生徒へ通学支援を行い、通学の負担及び保護者の経済的負担を軽減する。
- 児童生徒の内面理解に努め、児童生徒自ら課題解決に臨もうとする態度を培うための取組を推進する。
- 小中学校にALTを配置し、児童生徒の英語力の向上を図る。
- 小中学校が連携し、指導内容、指導方法等、学びの継続を実現するとともに、児童生徒の英語によるコミュニケーションへの興味関心を高める。
- たつの市幼児・小学校教育接続期カリキュラムを活用した研修を行い、小学校教育への学びの接続を円滑に進める。
- 特別な支援を必要とする幼児を中心に子どもの特性に応じたきめ細かな関わり等の情報共有を図り、小1プロブレムの解消に努める。
- たつのGIGAスクール構想を推進するため、1人1台端末を活用して教科の学びを深める「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指す。
- 保護者や地域、関係機関との連携を図り、保護者が安心して子育てできるよう、教育・保育の専門的な知識を生かした相談事業や保護者支援を行い、子どもの健やかな成長、発達を促す。
- 伝統文化や産業、行事、そしてそれらに携わる人々に触れる機会を充実させるとともに、ICT技術を活用した交流学习を推進する。
- 中央学校給食センター及び北学校給食センターとの2センター方式により、安全・安心でおいしい給食の提供に努める。

- 各園所での遊びをより充実させるために、外部講師や地域交流を通じて様々な文化や自然環境等への興味・関心を高め、豊かな心を育む。

イ 社会教育

- 公民館等の学習環境の充実のため、ＩＣＴ機器の整備など生涯学習施設の環境改善を図る。
- 図書館については、播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町等との広域利用や電子図書館のサービス等による更なる利便性の向上に努める。
- 健康な生活を支えるスポーツ環境を整備するため、生涯スポーツを支える人材育成と既存施設の改修や設備整備を行う。
- 施設の効率的な配置を検討するとともに、老朽化した体育施設の再整備を図る。
- 年齢やライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、トップアスリートによる子どもを対象としたスポーツ教室をはじめ、子どもや中高年の体力向上、障害者スポーツの振興を図る。
- 気軽にいつでも、多種目のスポーツに参加できる環境を整え、スポーツを通じた地域コミュニティの核となる活動を支援する。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携したスポーツ大会の開催や施設の相互利用を促進し、市民の心身における健康増進を図る。

■目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合（新宮地域）	%	76.0	85.0
小・中学校特別教室空調設置率（新宮地域）	%	47.0	100

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	播磨高原広域事務組合事業（播磨高原東小中学校立替施行負担金） 小中一貫校整備事業 小学校空調設備整備事業 中学校空調設備整備事業 小学校施設整備事業 北学校給食センター整備事業【特別会計】	播磨高原広域 事務組合 市 市 市 市 市	R 5 変更 R 5 追加 R 5 追加 R 4 完了
	給食施設			
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	体育施設	体育施設整備事業	市	R 5 追加
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	幼児教育	公立こども園等遊びは学び事業	市	
	義務教育	がんばる児童・生徒応援事業 STEAM教育推進事業 GIGAスクール構想促進事業 ICT教育環境整備事業 小中一貫教育推進事業 インクルーシブ教育支援事業	市 市 市 市 市 市 市	R 5 追加

	生涯学習・スポーツ	不登校児童生徒支援事業 こどもの居場所づくり事業 電子図書館事業 トップアスリート夢事業 定住自立圏スポーツフェア開催事業 こども未来応援塾運営事業	市 市 市 市 市 市 市	R 5 追加 R 6 追加
--	-----------	---	---------------------------------	------------------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設の整備に当たっては、「たつの市公共施設等総合管理計画」、個別施設計画である「たつの市公共建築物再編実施計画」等との整合性を図る。

なお、学校施設については、「たつの市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の統廃合や長寿命化のための改修及び修繕を行う。

また、学校給食施設については、北学校給食センターの建設が完了し、令和5年度から中央学校給食センターとの2センター方式に移行する。老朽化が著しい新宮学校給食センターは、令和4年度末に用途廃止し、令和5年度以降、除却予定である。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

新宮地域の活性化を図るため、市民ボランティアグループによるまちづくり活動が行われているが、今後地域における課題解決のための担い手不足やつながりの希薄化による地域力の弱体化が見込まれる。

地域活力を維持、向上させるためには、市民が地域における現状の課題及び将来的な方向性を共有し、積極的に地域づくりに参画できる仕組みの構築等、地域のコミュニティ活動を推進し、地域が輝くまちづくりを進める必要がある。

(2) その対策

- 地域の活力を維持、向上させるため、地域コミュニティ活動を支援し、地域の課題を地域で解決する自立のまちづくりを推進する。
- 組織の維持、活性化を図るため、地域生活の基盤である自治会施設等の整備を推進する。
- 様々な課題に直面する地域や団体の自主的な取組を支援するため、アドバイザー等の地域づくりを支援する人材を活用し、市民協働のまちづくりを推進する。

■ 目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
まちづくりアドバイザー派遣補助数（累計）（たつの市）	事業	3	8

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	輝く地域応援事業	市	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

新宮地域には国指定重要文化財の天満神社本殿や国指定史跡の吉島古墳、新宮宮内遺跡、国の天然記念物の鯨崎ノ屏風岩をはじめ、県指定、市指定、国登録の文化財が存在する。

また、多くの遺跡をはじめ、城山城、香山城などの山城跡、出雲街道、高瀬舟、鉄道などの交通に関わる歴史遺産、博物学者大上宇市などの郷土の偉人たち、市指定無形民俗文化財の河内神社の獅子舞をはじめ、各地域の祭礼などの民俗行事、その他多くの歴史文化遺産が今に伝わっている。それら貴重な文化財は地域の「宝」であるにも関わらず、人口減少や少子高齢化により次世代への継承が危惧される。

代表的な歴史文化遺産である国指定史跡新宮宮内遺跡を市内外に周知し、保存活用するため、公園内でイベントを開催し、地域住民やグループの参画により、様々な交流を通して地域の魅力発見と地域住民の連帯感を育み、地域の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

- 国指定史跡新宮宮内遺跡や山城跡などの文化財を地域住民と協働で整備し、文化財等を生かしたまちづくりを推進する。
- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、文化的、歴史的な魅力の共有により、地域住民の郷土意識の向上と交流人口の増加を図る。
- 埋蔵文化財センター、新宮宮内遺跡を地域コミュニティの核とし、周辺の文教施設、社会教育施設と連携した事業を展開する。

■目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
埋蔵文化財センター来館者数	人	2,600	5,000

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	弥生時代まると体験事業 観光協会補助事業(しんぐうふるさとフェスタ等) 郷土の魅力発信事業 埋蔵文化財センター企画事業 ふるさと発見たつの探訪事業	市 観光協会 市 市 市	R 6 変更 R 6 変更 R 6 追加

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

脱炭素社会の実現に向け、将来を担う子どもたちに地球環境の保全の大切さや再生可能エネルギーの必要性を理解してもらうため、環境学習等を行っている。省エネルギー化の推進、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換を進め、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指す必要がある。

(2) その対策

- 市民や事業者への啓発活動等を通じ、再生可能エネルギーについての意識の醸成を図る。
- 環境保全活動に取り組む市民運動の活性化を図るため、広報誌等により環境保全意識の高揚に努める。
- 太陽光発電施設と地域との調整を図り、良好な環境と安全な市民生活の確保に努める。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市では、「人権教育実践発表会」や「人権文化をすすめる市民運動」中央大会、「人権を考える市民の集い」等を開催し、人権教育の推進や人権意識の高揚を図るとともに、「たつの市部落差別解消推進基本計画」に基づき、部落差別のない社会の実現に向けた啓発に取り組んでいる。

一方で、インターネットの書き込みにみられるような人権問題が発生しており、啓発活動の継続と工夫を図ることが必要である。

また、「第2次たつの市男女共同参画プラン」に基づき、男女平等の意識啓発や女性活躍の促進に取り組んでいる。男女が共に仕事と家庭や地域活動での調和のとれた生活を送るためには、男女が家庭や地域における役割を平等に果たし、共に働きやすい環境をつくるとともに、女性が参画しやすい地域コミュニティの形成や、市政や地域社会への女性意見の反映、女性活躍に向けた支援等が必要である。さらに、女性に対する暴力の根絶、多様な性に関する理解促進と相談体制の充実等も求められている。

さらに、「たつの市職員定員適正化計画」に定める職員人数を基に、より効率的な業務の遂行を図るとともに、市民ニーズを的確に把握し柔軟に対応できる職員を増やすため、研修事業を活用し、地域住民や近隣市町と連携して課題を解決できる主体性を持った職員を育成することが求められている。

(2) その対策

- 各種イベントや講座、研修などの機会を通じ、市民に広く学習、啓発の機会を提供することで、市民の人権意識の高揚を図る。
- 様々な人権課題の解決に向け、自治会学習会等を開催し、人権文化あふれるまちづくりを進める。
- 人権リーダーの指導的力量を高め、地域全体への人権教育、啓発の充実や推進体制の確立を図る。
- 隣保館活動での地域交流事業や相談事業の推進により、人権教育及び人権啓発を充実させ、市民へ人権尊重の精神をかん養する。
- 「第2次たつの市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、市民と協働しながら、セミナーの開催等で市民への啓発や機運の醸成に取り組む。
- 女性に対する暴力の防止、根絶へ向けた啓発や活動団体への支援、関係機関との連携、協力による相談体制の充実を図る。
- 男女双方の意見が反映された市政を推進するとともに、女性の自己実現や活躍に向けたセミナー開催や地域で活躍する女性のネットワークを構築する。
- 差別的な扱いを受けた男性、女性及び性的マイノリティ（LGBTQ+）の方の相談支援とともに、多様な性のあり方が認められるパートナーシップ宣誓制度などの地域社会での理解や啓発を進める。

- 「たつの市人材育成基本方針」に基づき、庁内研修をはじめ、専門機関が実施する各種職能向上研修へ職員を派遣するとともに、播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町等と連携し、職員の能力開発と組織力の向上に取り組む。

■目標値

指標名	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
定住自立圏市町連携研修受講者数	人	67	70

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項		職員研修事業	市	

(別表) 過疎地域持続的発展特別事業一覧

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
1 移住・地域 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 移住・定住	《ウェルカムたつの！移住定住応援事業》 移住相談会への出展に加え、A I チャットボットシステムやマッチングWEBサービス等のデジタルコンテンツを効果的に活用することで移住希望者に本市の魅力を積極的に発信し、移住・定住人口の増加を図る。	市	人口減少は本市の喫緊の課題であり、移住・定住促進に対する取組を強化し、人口減少の抑制を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《定住促進住宅取得支援事業》 人口減少対策の一環として、転入者や市内在住の若者が新たに住宅を取得する費用等の一部を補助し、さらなる定住促進を図る。	市	人口減少は本市の喫緊の課題であり、移住・定住促進に対する取組を強化し、人口減少の抑制を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《若者定住促進奨学金返還支援事業》 市内に定住し、奨学金の返還を行う若者に補助金を交付することにより、若者の転出抑制及びU I J ターンによる転入促進を図るとともに、地域産業を支える優れた人材を確保する。	市	人口減少は本市の喫緊の課題であり、定住促進に対する取組を強化し、人口減少の抑制を図ることに加え、地域産業の活性化にも寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《三世代同居定住促進住宅改修支援事業》 家族が支え合えないが子育て等ができる居住環境を整備するため、三世代同居等のために住宅を改修する費用の一部を補助し、移住及び定住を促進する。	市	人口減少は本市の喫緊の課題であり、移住・定住促進に対する取組を強化し、人口減少の抑制を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《空き家対策総合推進事業》 空き家等対策計画に基づき、空き家等の発生抑制、適正管理、利活用の促進、管理不全な状態にある空き家等の所有者に対する指導等を総合的かつ計画的に推進する。	市	空き家対策を継続的に実施していくことは、空き家の増加を抑制し、市民が安心して暮らせるまちづくりに寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《SNS発信事業》 SNSでの発信力が高い者が本市の魅力やPRすること、市内外に広く効果的に情報発信する。	市	本市の情報や魅力を効果的に発信し、多くの人に「訪れたい」、「住みたい」と思ってもらうことで、地域活性化、人口減少の抑制を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	地域間交流	《支え合いの地域づくり事業》 市域及び日常生活圏域に生活支援コーディネーターと協議体を設置し、多様な地域の生活支援及び高齢者の社会参加の場の創出や、市と企業等との連携により多分野がつながる地域づくりに取り組む。	市	多様な地域の生活支援や社会参加の場を創出することは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられることにつながるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《姉妹都市交流推進事業》 姉妹都市と市民レベルでの交流を一層円滑に推進する。	市	市民相互の交流は、まちの活性化に欠かせないものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《多文化共生社会推進事業》 多文化共生社会の構築に向けて、市内在住外国人生活相談や、日本語学習、生活支援講座を実施し、外国人の社会参加を促進する。また、市国際交流協会と連携し、市民向けワークショップを実施する。	市	人口減少・少子高齢化により人口構造がアンバランスになっている本市において、市内在住外国人の社会参加の促進により、地域コミュニティの維持を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

2 産業の振興	人材育成	《大学生による地域創生アイデアコンペ事業》 大学生の視点による政策アイデアコンペを開催し、大学に集積された知識やアイデアを生かした新たな政策の立案や関係人口の増加を図る。	市	大学生の柔軟な発想による政策提言は、地域活性化を生み出す契機となるのに加えて、大学生のフィードバックは関係人口の増加をもたらすものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《多文化共生社会推進事業》 多文化共生社会の構築に向けて、市内在住外国人生活相談や、日本語学習、生活支援講座を実施し、外国人の社会参加を促進する。また、市国際交流協会と連携し、市民向けワークショップを実施する。	市	グローバル化する社会情勢において、学生の間に国際感覚を養うことは、人材育成に欠かせないものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	《新規就農者総合支援事業》 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の農業経営者になることについて強い意志を有する者に対し、不安定な経営時期に給付金を支給し、経営安定を図る。	市	安定的な農業経営を確保することで地域での生業の確保につながるため、移住・定住促進にも寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《農産物ブランドカアップ事業》 たつの市産の農作物のブランド力を高める取組について支援し、販売及び販路の拡大を図る。	市	農産物のブランドカアップは、市場競争力を高めるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《大豆生産農業機械導入支援事業》 国産大豆の安定供給に向け、醤油製造の実需者と連携し、営農技術・農業機械の導入等による生産性向上や増産を支援する。	市	大豆生産農業機械導入支援により、播種作業や収穫作業で生産性が向上し、作付面積の拡大につながるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《ベビー木育ギフト事業》 西播磨地域で公益的機能が低下している人工林の間伐を行った木材を利用した木製品を作成し、市内の新生児に配布する。	市	新生児を対象に木製品を配付することにより、人工林の利用間伐を促進でき、木材利用普及を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	商工業・6次産業化	《就職支援事業》 若者から高齢者まで様々な年齢層に対する地元企業の情報提供、魅力発信を行うほか、包括的な就労支援により、地域雇用の安定、拡大を図る。	市	地元企業の情報提供、魅力発信により様々な年齢層の地元への関心度を高め、移住・定住促進に寄与するものであり、その効果は将来持続的に及ぶものである。
		《就職フェア実施事業》 市内企業の人材確保及び若年層の市内就労を支援するため、合同就職説明会を開催し、地域での雇用拡大を図る。	市	企業の人材確保は、地域産業の持続的な発展を支えるとともに、UIJターンや若年層などの求職者とのマッチングを図ることで、移住・定住促進にも寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《中小企業金融対策事業》 中小企業への融資援助を行うことで、中小企業の体質強化と資本投資へ寄与し、地域産業の振興を図る。	市	事業運転資金や設備資金融資により、経営体質強化及び資本投資の促進を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《事業承継促進支援事業》 事業承継に課題を抱えている市内中小企業等を支援するため、承継に要する経費の一部を支援する。	市	長年にわたり蓄積された産業技術やノウハウの散逸を防ぎ、円滑な経営資源の引継ぎ及び事業承継を図ることで、産業基盤の維持及び雇用の確保・創出を促進するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《たつの産品PR販売事業》 姉妹都市との交流イベント等を通じて、たつのの特産品、観光情報などを販売・発信する。	市	地場産品や特産品のPRにより、地場産業振興や地元企業の販路拡大を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

情報通信産業	《IT関連事業所開設支援事業》 IT関連事業者の創業を支援することにより、市内の産業振興、地域活性化及び若年層の定住促進を図る。	市	市内経済の持続的成長に向けたイノベーションの創出や情報通信産業の振興、地域活性化を図るため、IT企業の進出を支援するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	観光 《観光誘客戦略事業》 本市が有する豊富な地域資源を集約した「情報発信のプラットフォーム」を構築し、行政の枠にとらわれない、多岐にわたる情報を効果的かつ戦略的に発信することにより交流人口の増大を図る。	市	本市の魅力や観光資源の情報を多岐にわたり発信することを目的とした行政の枠にとらわれないウェブサイト構築により、効果的に情報配信をすることができ、プラットフォームを整備し、交流人口、関係人口の増加、ひいては観光消費の増加につながることが期待できるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《新宮観光資源整備事業》 播磨地方で一番大きな山桜の苗木育成、植樹、登山道の整備、中世の山城が存在する城山城跡の整備を行い、新宮地域の観光資源をPRする。	市	観光資源の整備やPRを強化することで、利用者が安心して登山ができ、観光客を誘客することで交流人口の創出につながることにより、地域経済の活性化を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《観光地Wi-Fi運営事業》 市内の観光施設等で実施しているたつの市観光地Wi-Fiサービス（公衆無線LAN）の安定稼働を図る。	市	市内の主要観光施設に観光地Wi-Fiサービスを提供することで、来訪者の情報収集と情報発信に寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《定住自立圏域観光魅力PR事業》 播磨科学公園都市圏域定住自立圏を構成する市町の魅力を広域かつ効果的に情報発信するため、地域資源を生かした日帰りのバスツアーを実施する。	市	マイクロツーリズムの観点から、近隣地域から徐々に観光客を引き戻すことを目的に、情報発信を含めた観光ツアーを行うことで、参加者のみならず情報サイトの閲覧者に対して、構成市町の観光資源や特産品等の情報を周知するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《たつの市PR事業》 市イメージキャラクターや親善大使とともに、兵庫県等と協働で観光キャンペーンを実施する。また、近畿及び中国地方のJR主要駅構内や岡山空港に観光イメージポスターを掲出し観光誘客を図る。	市	本市の魅力や観光資源について、観光パンフレットやポスター等を通じて発信し、観光誘客を図るものであるとともに、地域活性化に寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《国民宿舎事業》 国民宿舎の快適な利用環境を維持、施設の魅力を向上させるための修繕を行い、更なるサービスの充実に努める。	市	市内最大規模の収容人員を擁する国民宿舎の維持・整備により、宿泊観光拠点として観光による交流人口の拡大を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《企業立地奨励事業》 たつの市企業立地促進条例に基づく指定事業者に対し、市内への立地工場等に対する工場設置奨励金、緑化奨励金、雇用奨励金などの奨励措置を行う。	市	企業誘致による雇用の創出は、移住・定住の促進、UIJT対策、若年者の就職支援に寄与し、雇用機会の確保により市民の生活基盤を支えるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

	その他	《創業支援事業》 市内で創業を計画する人に支援を行い、産業及び地域の活性化、雇用の創出、定住促進を図る。	市	市内創業を促し、地域のにぎわい創出に寄与するものであり、地域経済への波及効果、地域資源の活用への効果が期待できるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	《行政デジタル化推進事業》 「申請書作成支援システム」を導入することで、従来窓口で手書きしていた申請をデジタル化し、市民サービスの向上と職員の業務効率化を図る。	市	申請書作成支援システムの効果が大きいと思われる業務から順に運用し、以降も継続的に対象業務を拡充していく想定としていることから、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	《広報活動推進事業》 市民等が必要な情報にアクセスしやすいホームページとするため、ホームページの全面リニューアルを行う。	市	ホームページの全面リニューアルを行うことで、市民や移住希望者等が必要とする情報にアクセスしやすくなり、より「伝わる」情報とすることができ、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《コミュニティバス等運行事業》 市域を南北に縦断するコミュニティバスを運行するとともに、路線バスの不採算路線について支援する。	市	コミュニティバスの継続的な運行は、市民の通勤・通学、通院、買物などの日常生活を支えるとともに、市内南北の交流促進を図るものである。また、路線バスの支援は、近隣市外との連携を強化する幹線交通の維持を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《市民乗り合いタクシー運行事業》 「第2次たつの市地域公共交通計画」に基づき、交通弱者が移動しやすい市民乗り合いタクシーを運行し、市民生活の利便性向上を図る。	たつの市地域公共交通会議	市民乗り合いタクシーの継続的な運行は、公共交通空白地域を解消し、市民の移動手段を確保するとともに、市民が安心して暮らすことができる環境づくりに寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《定住自立圏域バス運行事業》 播磨科学公園都市圏域定住自立圏内人口の流出に歯止めをかけ、圏域内交流人口を増加させるため、圏域バスを運行し、圏域内の公共交通の利便性向上を図る。	市	圏域バスの継続的な運行は、定住自立圏域内人口の流出に歯止めをかけ、交流人口を増加させるとともに圏域内の公共交通の利便性向上を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《姫新線利用促進・活性化事業》 姫新線の利用促進を図るため、定期乗車券購入者に対し駐車場等の利便性向上・利用促進等の方策を兵庫県及び沿線市町とともに調査・研究し、利用促進活動を実施する。	市 姫新線・ 姫新線沿線市町 活性化同盟会	姫新線の利用促進活動は、大量輸送・高速移動による都市間連携を強化する役割を担う重要な地方鉄道の維持・充実を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	《西はりま消防組合事業(消防力適正配置等調査事業)》 現状の消防力の分析や将来の消防需要に対応した効率的・効果的な消防力整備の方策・検討に資することを目的として、専門機関に調査業務を委託する。	西はりま消防組合	管内の将来の人口動態及び消防需要の変動を踏まえた消防力の適正配置を実施していく上での基礎資料として作成するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

		《地域防災リーダー育成支援事業》 自主防災組織、民間企業の防災担当者等を対象とした防災講習会を開催し、組織のリーダーを育成支援する。	市	地域防災力の向上は、災害初期期の対応において重要であるため、地域防災の中心となる自主防災組織等のリーダーを養成するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《防犯カメラ設置補助事業》 地域での見守り活動や犯罪抑止を図るため、防犯カメラを設置する地域団体を支援する。	市	まちづくり防犯グループなどの地域団体が防犯カメラを設置することで、地域犯罪の発生を抑止や地域住民の安全・安心を確保するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《地域の安全安心見守りカメラ設置事業》 犯罪の抑止効果を高め、通学時や外出時の子どもの安全を確保するため、通学路や学校周辺を中心とした道路等に見守りカメラを設置する。	市	見守りカメラの設置により、通学時や外出時の子どもの安全を確保することで、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《防災対策備蓄事業》 災害発生直後に必要となる食料や生活必要物資等を計画的に更新し、備蓄物資の充実を図る。	市	食料や生活必要物資の計画的な備蓄、更新により、災害発生時の安全を確保するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《水防活動事業》 大雨・洪水による被害防止と軽減のため、各地区で土のうを作成し、災害時の迅速な対応に備える。	市	自主防災組織や消防団等の参加により、土のう作成や土のう積工法の習得訓練を行い、水防活動が行える体制を整えるとともに、作成した土のうを各自治会で保管することにより、災害時に迅速に対応するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	その他	《食品ロス削減推進事業》 食品ロスの削減のため、飲食店や宿泊施設を対象に「食べきり運動協力店」を募集・登録し、広く周知するとともに、フードドライブの実施や、市内スーパーにおける食品廃棄物の削減に対する支援を行う。	市	家庭から発生する食品ロスと事業活動により発生する食品ロス双方の削減を進めることにより、資源の有効活用及び環境負荷の軽減を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《人と動物の共生事業》 動物の適正飼育への関心と理解を深めるとともに、狂犬病発生の防止に努め、人と動物が快適に暮らすまちの実現を図る。	市	犬の登録や予防注射を確実に行うことにより、狂犬病の発生とまん延防止を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《不法投棄撲滅事業》 後を絶たない不法投棄に対して、市民と行政が一体となり不法投棄の撲滅に向けた活動や啓発を進める。	市	不法投棄監視協力員による防犯パトロール等により不法投棄の撲滅を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《ごみゼロ推進事業》 ごみ減量化に取り組む事業所の認定、小学生の家庭でのごみの分別や集団回収運動の奨励、生ごみの減量化の講習会を開催することにより、ごみの減量化の啓発、循環型社会の構築に努める。	市	資源ごみの分別を啓発することで、ごみの発生抑制、再利用、再資源化の取組を進め、ごみを循環資源として有効利用し、市民参画による循環型社会の推進を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	《福祉医療費助成事業(乳幼児等)》 乳幼児等に対し、保険診療費に係る自己負担額の全部を助成する。	市	子育て世帯に対して経済的負担の軽減を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《福祉医療費助成事業(子ども)》 全ての子ども(9歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の3月未まで)に対し、保険診療費に係る自己負担額の全部を助成する。		子育て世帯に対して経済的負担の軽減を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《高校生等医療費助成事業》 一定の要件に該当する高校生等に対し、保険診療費の自己負担額の全部を助成する。		子育て世帯に対して経済的負担の軽減を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《福祉医療費助成事業(母子家庭等)》 母子家庭等に対し、保険診療費に係る自己負担額の一部を助成する。		子育て世帯に対して経済的負担の軽減を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《こども家庭センターすくすく運営事業》 18歳までの児童とその家庭の様々なニーズに対して、総合的な相談や継続的な支援を提供する。また、関係機関と連携を行うことで切れ目のない支援体制の充実を図る。		地域で安心して子育てができるよう、総合的な相談、支援を提供するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《こども家庭センターはつらつ運営事業》 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施することにより、子育て世代の安心感を醸成する。		妊娠期から子育て期にわたる不安や悩み等に対応するためには間口を大きくとった起点が必要であり、長期にわたる子育てを支援するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《私立保育所等運営事業(負担金、補助及び交付金分)》 市内私立保育所、認定こども園の運営経費や特別保育経費を補助し、保育環境や保育体制の充実を図るとともに、保育士の質の向上やキャリアアップを含めた保育士等処遇改善に努める。		市内私立保育所・認定こども園への運営経費や特別保育経費を適切に補助することで、市内保育需要に対する量及び質の確保に努めるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《私立保育所等保育士処遇改善事業》 市内私立保育所、認定こども園に勤める離職率の高い経験年数が7年未満の保育士に対して給与に係る処遇改善を実施し、保育士の離職を防ぐ。		幼児教育・保育の無償化に伴い、保育を希望する保護者の割合が増加していることから、保育士の離職を防ぎ、保育及び教育実施の受入体制を整え、保育の質・量の確保と充実を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《保育士等確保事業》 市内保育所・認定こども園見学バスツアー、保育士職場チャレンジ等を実施することで、市内で保育士・保育教諭として働くことの魅力を伝え、就労への不安解消とスキルアップを図ることで、人材の確保につなげる。また、市内私立保育所・認定こども園に採用された保育士・保育教諭に一時金を支給することにより、潜在保育士の職場復帰を応援し、人材確保を図る。		本市の喫緊の課題である保育士不足の解消を図り、保育の量の確保及び質の向上につなげるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《幼児教育・保育環境向上事業》 新たに保育の担い手となる子育て支援員を養成する研修受講に伴う負担金の補助を行う。		地域の子育て支援に意欲のある人を「子育て支援員」として養成することにより、新たな保育の担い手を確保し、子育て環境の充実を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

	《保育料軽減事業》 3歳未満児の保育所及び認定こども園の利用者負担額を補助し、子育てに係る経済的負担を軽減する。	市	幼児教育・保育の無償化後も3歳未満児は利用者負担額を負担している状況であるため、今後子育て世帯の負担軽減のため継続実施するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《中央学校給食センター給食提供事業・北学校給食センター給食提供事業》 市内に住所を有し、市立中学校または播磨高原広域事務組合立中学校に在籍する生徒に対し、学校給食を無償で提供する。	市	子育て世帯に対して経済的負担の軽減を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《妊婦のための支援給付・包括相談支援事業》 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した支援に つなぐ伴走型相談支援の実施と併せて応援金を給付する。	市	応援金の給付により、出産・子育て等の見通しを立てるための伴走型相談支援の実効性が高まり、地域の中で孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭への早期アプローチが期待できるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《はつらつベビーまごころ便事業》 乳児の保護者に対し、紙おむつ等ベビー用品を支給することにより、保護者の経済的負担及び外出負担の軽減を図るとともに、育児相談窓口であるこども家庭センター「はつらつ」を周知し、育児不安の解消を図る。	市	産後の母子が抱える困りごとに対し、各種の母子保健事業にスムーズにつなげ、保護者の経済的負担の軽減と併せて、その後の育児不安の軽減が期待できるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《妊活サポート事業》 少子化の中、不妊・不育症に悩む人を支援するため、不妊治療費及び不育症治療費の一部を補助又は助成し、経済的負担の軽減を図る。	市	不妊・不育症治療の補助及び助成は少子化対策の根幹をなすものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《祝入学支援事業》 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小学校入学に際して必要となる学用品の一部を入学祝い品として贈呈する。	市	子育て世帯に対して経済的負担の軽減を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《ファミリーサポートセンター運営事業》 育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とお互いに会員となる相互援助組織を構成して会員との連絡、調整を行い、子育てを地域で支え合う環境づくりを行う。	市	地域で子育て世帯の援助を行うものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《高等学校等入学準備金支給事業》 生活困窮世帯に対し、高等学校等への入学に要する経費の一部を支援し、子育てに係る経済的負担を軽減する。	市	生活困窮世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、当該生徒の教育を受ける機会を確保するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《放課後児童クラブ事業》 放課後に保護者のいない家庭における小学校児童の健全育成のため、小学校の空き教室等を利用し放課後児童クラブを開設する。	市	児童が安心して過ごせる場を提供し、児童の健全育成に資するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《子育てつどいの広場運営事業》 保護者と子どもが、気軽につどい、交流する場を提供し、自由遊び、グループ活動、相談・情報提供等を行い、子育てを支援する。	市	保護者と子どもに交流の場を提供し、子育て相談等の支援を行うことにより、子育ての不安感を緩和し、子ども健全な育成を促進するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

	《子育て世帯訪問支援事業》 要支援、要保護児童、特定妊産婦等がいる家庭の居宅を委託した事業所の訪問支援員が訪問し、家庭で抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等を支援する。	市	継続的に家事及び養育を必要とする方へ支援することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
高齢者・障害者福祉	《支え合いの地域づくり事業》 市域及び日常生活圏域に生活支援コーディネーターと協議体を設置し、多様な地域の生活支援及び高齢者の社会参加の場の創出や、市と企業等との連携により多分野がつながる地域づくりに取り組む。	市	多様な地域の生活支援や社会参加の場を創出することは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられることにつながるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《高齢者タクシー事業》 日常生活における交通手段を持たない高齢者等の世帯を対象に、交通利便の向上を図るため、タクシー利用料金の一部を助成する。また、タクシー利用券を交換することにより、市民乗り合いタクシー利用料金も助成する。	市	日常の移動手段を持たない高齢者に対する移動コストの低減により住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりや日常生活の質の向上に寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《高齢者おでかけ支援事業》 既存のタクシー利用券の交付を受けていない75歳以上の高齢者がいる世帯に対し、タクシー利用券を交付し、交通利便の向上を図る。	市	日中独居等で移動手段のない高齢者に対する移動コストの低減により住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりや日常生活の質の向上に寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《認知症総合支援事業【特別会計】》 認知症の早期発見、早期対応、関係機関連携、普及啓発等を行い、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための支援体制を構築する。	市	認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、適切な医療・介護等の提供により認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることにつながるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《障害者福祉タクシー利用料助成事業》 重度の障害者に対して、交通手段としてのタクシーを利用するための費用を補助する。	市	日常の移動手段を持たない障害者に対する移動コストの低減を図ることにより、住み慣れた地域で安心して暮らす環境づくりや日常生活の質の向上に寄与するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《福祉資格取得助成事業》 定住自立圏域内の施設に勤務又は勤務予定の介護職員に対し、資質向上、スキルアップを図るために福祉資格取得に要した経費の一部を	市	高齢化に伴う介護人材が不足する中、介護サービスの担い手の育成を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
健康づくり	《生活支援サポーター養成事業》 「緩和した基準による訪問型サービス」の従事者を養成するために、研修会を開催する。	市	高齢化に伴い介護人材が不足する中、介護サービスの担い手の確保に対する取組を強化することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	《産前・産後サポート事業》 支援を必要とする妊産婦について、助産師などの専門職が家庭訪問等を実施し、安心して出産・子育てができるよう支援する。	市	妊娠前から専門職が関わり、出産や産後の育児、社会生活における履きを極力小さくするものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

		《はつまつマタニティサポート事業》 産前産後期間の妊産婦が利用する家事支援料金、タクシー料金、妊婦健康診査料金の一部を助成する。	市	産前産後にかかる費用を包括的に助成することで、育児不安の軽減に資するとともに、本市で子育てを検討される人を選ばれるためのアピールポイントになるものがあり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《風しん抗体検査及び予防接種助成事業》 成人男性対象に風しん抗体検査及び予防接種を行い、疾病の感染及び妊婦の感染による子どもの先天性風疹症候群の発生を予防する。	市	成人男性の疾病の感染予防及び妊婦の感染による先天性風疹症候群の発生を予防し、長期にわたって風しんの蔓延防止を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《こども予防接種助成事業》 乳幼児対象にインフルエンザ及びおたふくかぜ予防接種を行い、疾病予防及び重症化予防とこども園や幼稚園での蔓延防止を図る。	市	任意接種であるインフルエンザ及びおたふくかぜ予防接種の費用を助成することで、育児不安の軽減に資するとともに、本市で子育てを検討される人を選ばれるためのアピールポイントになるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	その他	《企業版ふるさと納税受入事業》 まち未来創生戦略の推進に当たり、寄附を希望する企業とのマッチング（働きかけ）を行い、課題の解決に向けた企業連携を構築する。	市	まち未来創生戦略に基づき事業に賛同する企業から、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制寄附金）を受け入れることで新たな財源確保につながることも、企業との連携が生まれるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	《在宅医療・介護連携ICTシステム運営事業》 パソコンやタブレット端末などのICTを用いて、利用者情報を主治医、ケアマネジャー、訪問看護師などの関係機関が共有することで、医療と介護の迅速かつ円滑な連携を図る。	市	ICTで情報共有等を行うことにより、迅速かつ円滑な連携ができ住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を継続する体制を整えるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育 義務教育	《公立こども園等遊びは学び事業》 公立こども園等での遊びをより充実させ、園での遊びが大切な学びであることを明らかにし、小学校教育との滑らかな接続を図る。	市	園所での遊びをより充実させ、遊びが大切な学びであることを明らかにするとともに、幼児教育・保育と小学校教育の滑らかな接続を進める。また、各園所において、地域人材を生かした特色ある取組を継続的に実施するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《がんばる児童・生徒応援事業》 英語検定の検定料補助及びALTの派遣を行い、小中学生の英語能力の向上を図る。また、外部指導者を派遣し、部活動の充実及び小学校における児童の体力向上を図る。	市	児童生徒の英語力やコミュニケーション能力の向上につなげるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《STEAM教育推進事業》 外部講師による体験学習を行い、その中から児童生徒が課題を見つけ、自ら問題解決できる力を育成する。また、生徒の学習意欲を高めるため、希望する生徒を対象に高等学校の授業を受けることができる機会を創出する。	市	児童生徒の興味関心や探求心を高め、児童生徒が自ら問題を発見し、解決しようとする能力の向上につなげるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

		《GIGAスクール構想促進事業》 学習支援ソフトとデジタル教科書を導入すること、1人1台タブレット端末の更なる活用を推進し、児童生徒の情報活用能力及び学力の向上を図る。また、教職員研修を実施することで授業力向上を図る。 《ICT教育環境整備事業》 情報化社会に対応したICT教育の推進を図るため、小中学校における教育環境の整備を行う。 《小一貫教育推進事業》 小中一貫教育を推進するため、中学校区を軸とした小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有して連携事業を実施するとともに、新宮地区において、保護者、地域住民、学校関係者と一体となって新しい学校づくりを行う。 《インクルーシブ教育支援事業》 義務教育9年間を見通したインクルーシブ教育を推進するため、特別支援教育を中心とした人員の配置及び交流事業を進めるとともに、相談体制の充実を図る。 《不登校児童生徒支援事業》 不登校を中心とした学校教育の課題に対し、教師の教育相談能力の育成を図るとともに、不登校の未然防止、早期発見のための相談窓口を設置し、支援体制を確立する。	市	児童生徒の情報活用能力及び学力の向上につなげるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《こどもの居場所づくり事業》 小学校に教育支援センターを設置し、不登校児童の学びの場を提供するとともに、不登校支援員や言語聴覚士が学校と連携を図りながら個々のニーズに応じた支援を行う。 《電子図書館事業》 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構成市町と連携し、インターネットを通じて電子書籍の貸出サービスを行う。 《トップアスリート夢事業》 小・中学生を対象にトップアスリートによるスポーツ体験を通じ、子どもたちがより高いレベルでスポーツに親しむ機会をつくることにより、夢を持ち、目標を立て、努力することの大切さを学ぶ機会とする。	市	情報化社会に対応したICT教育環境の構築につながるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。 児童生徒が、幅広い知識と柔軟な思考に基づき、創造力を培うとともに、確かな学力を向上させ、豊かな心や健康やかな体を育むためのものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
	生涯学習・スポーツ	《定住自立圏スポーツフェア開催事業》 播磨科学公園都市圏域定住自立圏連携事業として、スポーツ体験イベントを開催し、圏域の魅力内外にPRするとともに、圏域住民の交流人口の増大を図る。	市	特別な支援を必要とする児童生徒に個別対応することにより、安心して学習できる体制を整えるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。 不登校児童生徒及び保護者に対し、直接的にアプローチすることにより、安心して学習できる体制を整えるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。 不登校児童生徒のニーズに応じた支援を行うことにより、安心して学習できる体制を整えるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。 圏域の図書館から遠方に居住する市民や来館が困難な市民に対し、図書が気軽に入手できる手段として、学習する機会を支援するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。 少子化により日常的に遊ぶ仲間が減少し、リスペクト精神を学ぶ機会が減少することが懸念されており、小・中学生を対象にトップアスリートから指導を受け、より高いレベルでスポーツに親しむ機会を創出するとともに、豊かな人間性を築くものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。 スポーツ体験イベントを通して、圏域住民のスポーツへの関心を高め、交流人口の増大を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

		《こども未来応援塾運営事業》 夏季休業期間に地域指導者による学習や体験を行うことで、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図る。		市	夏季休業期間中に地域の指導者等による学習や体験活動を行うことで、学習習慣の定着や基礎学力の向上につなげるものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	《輝く地域応援事業》 様々な課題に直面する地域や団体の自主的な取組を支援するため、アドバイザーの派遣を行い、市民協働のまちづくりを推進する。		市	人口減少が加速する中で、地域が主体的に取り組む持続可能な地域づくりを支援するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	《弥生時代まご体験事業》 市民と協働して、国指定史跡「新宮宮内遺跡」の維持や古代体験等を行う。	市	市	史跡の適切な維持管理や地域住民に愛され、地域の魅力を向上させる史跡づくりのため、行政と市民との長期にわたる協働を行うためのものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《観光協会補助事業(しんぐうふるさとフェスタ等)》 国指定史跡「新宮宮内遺跡」を広く周知するとともに、商工会、自治会をはじめ地域住民やグループの参画により、地域の活性化を図る。	観光協会		国指定史跡「新宮宮内遺跡」公園内でイベントを開催し、地域の魅力発見と地域活性化を図るものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《郷土の魅力発信事業》 播磨科学公園都市圏域定住自立圏を構成する市町の歴史や文化財について、年度ごとにテーマを設けて紹介する巡回展等を開催する。	市		圏域内の各市町が貴重な資料を展示し、ふるさとの文化財の魅力を再発見するためのものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《埋蔵文化財センター企画事業》 優れた歴史文化遺産や埋蔵文化財を収集展覧し、講演会や現地見学会等を通じて紹介する。	市		地域住民が郷土の歴史を学び、その魅力を発見するために、地域の歴史を物語る資料の展示等による継続的な情報発信を行うためのものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		《ふるさと発見たつの探訪事業》 市内の豊かな歴史遺産、多彩な文化遺産を地域の幅広い世代と共有し、それらを活用する動機づけの一環として、歴史講座等を開催する。	市	市	地域資源である文化財等の保全と活用を図り、歴史と文化を生かしたまちづくりを推進するものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
12 その他 地域の持続的発展に 関し必要な 事項		《職員研修事業》 職員の資質や業務遂行能力の向上を図るために必要な研修を適宜実施する。		市	少子・高齢化に伴う社会構造の変革の中、市民からの複雑・多様化した行政ニーズに柔軟に対応えられる職員の育成を図る。また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内の行政課題を共通認識し、圏域内の交流を深めながら相互に職員の能力向上、課題解決を目指すものであり、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。

《主な用語解説》

ページ	用語	解説
1、16	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物及び一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市が指定した区域のうち、価値が特に高いものとして国が選定した地区（文化財保護法）
4、17、19	6次産業化	農林漁業者（1次産業従事者）が原材料供給者としてだけではなく、「地域資源」を有効に活用し、加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進め、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。
4	地産地消	地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組
7	普通交付税	標準的な行政を行うにあたり必要となる費用を計算し、そこから市税などの収入を差し引くことで、標準的な行政運営に不足する費用を国が交付するもの。合併市町村に対し、合併後一定期間、特例的に交付額の加算があった。
7、11、20	インフラ	インフラストラクチャー（Infrastructure）の略称。産業や社会生活の基盤として整備される建築物や道路・橋りょうなどの施設、上下水道、電気・ガス、情報通信などの設備
7	実質公債費比率	公共施設整備などのための借入の返済金等が、市の標準的な収入額にどの程度占めているのかを表す健全化判断の指標の一つ。財政構造の健全化度合いを判断する材料となる。
7	経常収支比率	扶助費などの経常的な義務的経費に、市税などの経常的な収入をどの程度充てているかを示す指標のこと。財政構造の弾力性を判断する材料となる。
7	将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模に対する比率のこと。
9	バックカスティング	望ましい未来を描き、そこから現在を振り返って何をすべきかを分析し、実行する手法のこと。現状への対応（フォアカスティング）と異なり、根本的な課題解決を図る際に有効である。
9	ワイズ・スペンディング	「政策効果が高く必要な歳出に重点化、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出とでメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化の中で経済と財政を立て直すための積極的な発想」のことをいう。
9	スマート自治体	A I 等のようなソフトウェアロボットなどの技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体のあり方
10	人口フレーム	将来における計画的なまちづくりを進めるため、根幹となるまちの規模を想定する基本的な指標となるもの。
10	合計特殊出生率	一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数
11	減築	建築面積の一部や階数を減らすなど建築物の床面積を減らすことで、維持管理の負担軽減や省エネ、余剰スペースの有効活用等を図ること。

ページ	用語	解説
12、13、 18、19、 21、22、 25、26、 29、34、 38、41、 44、47、 48、54、 55	播磨科学公園都市圏 域定住自立圏	たつの市を中心市に播磨科学公園都市を核とした生活圏 や経済圏を共にする市町（宍粟市・上郡町・佐用町）が形 成する定住自立圏
13、45、 46、47	U I J ターン	Uターン、Iターン、Jターンを合わせた言葉で、大都 市圏から地方に移住する人の動きの総称。Uターンは出身 地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形 態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態
13	空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情 報を集約し、空き家の利活用を希望する人に紹介する制度
13、14、 45、46	多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認 め合い、対等な関係を築きながら共に生きていくこと。
13、46	フィールドワーク	出版物等では学べない情報を、直接現地で集める調査手 法のこと。
13、16、 18、46、 47	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人 口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこ と。
16	E C サイト	Electronic Commerce の略。イーコマース(電子商取引)を 行うすべてのW E Bサイトの総称
16	テレワーク	自宅や移動の合間、コワーキングスペース等の施設を利用 して、働く人が働く場所を選べる働き方
16、20、 34、35、 36、37、 38、53 54	I C T	Information and Communication Technology の略。情報 通信技術（教育においてはコンピュータや情報通信ネット ワークなどの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器など が含まれる。）
16	交通結節点	交通手段相互の接続に当たり、安全で快適な乗り換え環 境を有する施設。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、 駅前広場等を指す。
17	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市 町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。
17	集落営農組織	集落を単位として、農業生産過程の全部または一部につ いて共同で取り組む組織
17	広域連携	多様化・複雑化している課題等に対して、複数の自治体 が共同で対応することで解決を図る考え方
17	スマート田んぼダム	一時的に田んぼに貯水することで、排水をコントロール し、洪水被害を軽減させる取組を田んぼダムといい、この 操作を I C T の活用によって遠隔で自動給水、自動排水す ること。
17、20	スマート農業	ロボット、A I 等先端技術を活用する農業のこと。
18	シティプロモーション	移住・定住や観光振興等を目的として、まちの魅力を市 内外にアピールする一連の事業

ページ	用語	解説
18、19	播磨圏域連携中枢都市圏	相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを推進する政策（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の8市8町により形成）
18	バリアフリー	障害のある人や高齢により身体機能が低下した人の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関する障害（バリア）を取り除いていくこと。
20	遠隔医療	オンライン診療、遠隔医療健康相談等、情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為のこと。
20	D X（デジタルトランスフォーメーション）	情報通信技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革
20	ブロードバンド	高速・大容量のデータ通信ができるネットワークサービス
22、23	グリーンベルト	道路の路側帯を緑色に着色したもので、歩道が整備されていない区間において、車の運転者が車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるようにして歩行者との接触事故を防止するもの。
22	マイレール意識	自動車の普及や少子化等の影響により、地方ローカル線の存続が危ぶまれる中、鉄道の必要性和重要性を行政や住民等があらためて認識し、自ら地域の鉄道を守り育てていく意識のこと。
22	道路ストック	これまでに整備を行ってきた、道路の舗装、道路橋、トンネルの総称
24、26、28	アセットマネジメント	持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動
24、26、28	ストックマネジメント	下水道ストック（施設）の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築更新など計画的かつ効率的に施設管理を行うこと。
24、49	循環型社会	環境への負荷を減らすために、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会
27、49	フードドライブ	家庭で余っている食品をゴミにせず持ち寄り、それをまとめて必要とする福祉団体等に寄付する活動
28	ダウンサイジング	水需要の予測に基づき、施設利用率及び最大負荷率を考慮し、施設の統廃合により配水能力を縮小することで、維持管理費及び更新費用の軽減を図ること。
29	幼保連携型認定こども園	保育所・幼稚園の両方の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設

ページ	用語	解説
29、31	フレイル	加齢による体力・気力の衰えにより、病気にならないまでも手助けや介護を必要とするような、心と体の働きが弱くなった状態のこと。
29	フォーマルサービス	制度的に位置付けられた公的な援助のこと。（ホームヘルプサービス、デイサービス等）
29	インフォーマルサービス	近隣、地域社会、民間、ボランティア等が行う非公的な援助のこと。
29、34	地域包括ケアシステム	高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように地域がサポートし合う社会システムのこと。
31	介護予防ケアマネジメント	要介護状態に至らないようにするために、あるいは日常生活に支援が必要な人に対して、その人の状況や環境に応じた介護予防のサービスが提供されるように必要な援助を行うこと。
31、45、52	生活支援コーディネーター	生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築を行う者
31	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人
33、51	ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（協力会員）とがお互い会員になって、子育て中の人や働く人の家庭を地域で支える相互扶助組織のこと。
36	中1ギャップ	小学校から中学校への進学に際し、上級生や教職員との人間関係や学習環境への変化が大きく、円滑な接続がなされずに不登校等に陥ってしまうこと。
36、37、38、54	G I G Aスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適な学びを実現するための構想
36	キャリア形成	学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけること。
37、53	A L T	Assistant Language Teacher の略で、国際文化の向上のため、外国語担当教員の助手として職務に従事し、教育教材の準備や課外活動などに従事する外国語指導助手のこと。
37	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「先生の話を見聞かない」など、学校生活になじめない状態が数か月続くこと。
38、54	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育
39、55	こども未来応援塾	夏季休業期間において、希望する児童を対象に地域ボランティア等の協力を得て、学習習慣や基礎学力の定着を目指す取組
42	再生可能エネルギー	自然現象としてのエネルギーを取り出し利用する、太陽光、風力、小規模水力、バイオマスなどの新エネルギー

ページ	用語	解説
42	脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減していくのと同時に、排出が避けられない温室効果ガスを後から回収することで、温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指す社会
42	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすること。
43	たつの市男女共同参画プラン	男女が共に平等な立場で社会のあらゆる分野において参画し、利益と責任を分かち合える社会の実現を目指し、総合的・計画的に施策を推進するための指針としてたつの市が策定したもの。
43	性的マイノリティ	同性愛者、両性愛者、性同一性障害のある人など、性的少数者のこと。
43	L G B T Q +	性の多様性において少数者である「性的マイノリティ」の総称のひとつ。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニング/クィアの頭文字と、これら以外の性の多様性を示す「+」を併せて示している。
45	A I	Artificial Intelligence の略称で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術
47	マイクロツーリズム	自宅から1～2時間圏内の地元、または近隣への宿泊観光や日帰り観光